

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 令和6年12月11日（水） 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	鈴木勝利
2番	伊藤知子
3番	藤田尚美
4番	磯山和男
5番	池辺己実夫
6番	甲斐徳之助
7番	塚原正彦
8番	柳井哲也
9番	遠藤憲子
10番	大森和夫
11番	加藤政之
12番	出澤大
13番	山本伸子
14番	小松崎伸
15番	水梨伸晃
16番	伊藤裕一
17番	杉森弘之
18番	須藤京子
19番	黒木のぶ子
20番	高嶋基樹
21番	諸橋太一郎
22番	石原幸雄

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	沼 田 和 利
副 市 長	鷹 羽 伸 一
教 育 長	川 村 始 子
市長公室長	飯 野 喜 行
経営企画部長	糸 賀 修
総 務 部 長	野 口 克 己
市 民 部 長	吉 田 茂 男
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	二野屏 公 司
建 設 部 長	長谷川 啓 一
教 育 部 長	小 川 茂 生
会 計 管 理 者	関 達 彦
監査委員事務局長	本 多 聡
農業委員会事務局長	榎 本 友 好
市長公室次長兼 秘 書 課 長	稲 葉 健 一
経営企画部次長兼 政策企画課長	淀 川 欽 市
総務部次長兼 人 事 課 長	石 野 尚 生
総務部次長兼 契約検査課長	門 倉 史 明
市民部次長兼 市民活動課長	斎 藤 正 浩
保健福祉部次長兼 医療年金課長	宮 本 史 朗
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	石 塚 悟
環境経済部次長	藤 木 光 二
環境経済部次長兼 廃棄物対策課長	岩 瀬 義 幸
建 設 部 次 長	野 島 正 弘
教育委員会次長兼 教育総務課長	吉 田 充 生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高 橋 頼 輝
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	大 里 明 子
庶務議事課長	飯 田 晴 男
庶務議事課副参事	滝 本 仁
庶務議事課主査	椎 名 紗央里

令和 6 年第 4 回牛久市議会定例会

議事日程第 4 号

令和 6 年 1 2 月 1 1 日（水）午前 1 0 時開議

日程第 1．一般質問

午前 1 0 時 0 0 分開議

○諸橋太一郎 議長 おはようございます。

本日の会議を開きます。

日程第 1、一般質問を行います。

○

一般質問

○諸橋太一郎 議長 初めに、1 6 番伊藤裕一議員。

〔1 6 番伊藤裕一議員登壇〕

○1 6 番 伊藤裕一 議員 おはようございます。

会派日本維新の会の伊藤裕一です。

本日は、大きく 2 点のテーマについて質問をいたします。

初めに、教育施策についての質問の教育関連相談電話「かっぱコール」の運用状況についてであります。

教育関連相談電話、かっぱコールは、学校だけでは解決しづらい問題の相談窓口であり、本年 6 月の令和 6 年牛久市議会第 3 回定例会において可決した令和 6 年度牛久市一般会計補正予算（第 1 号）に、教育コールセンターを運用するための費用として約 2 9 4 万円が盛り込まれ、本年 9 月 2 日より運用が開始されたものと承知しております。

かっぱコールは、教員の働き方改革につながる等の効果が期待されるものの、5 月 2 7 日に開催された市議会議員全員協議会では、学校と同コールの役割分担等について、多数の質疑が出たところであり、私は補正予算案への賛成討論中で、運用状況を見ながら検証していくべきである旨申し述べました。運用開始から 3 か月が経過したことから、かっぱコールの運用状況についてお尋ねいたします。

かっぱコールに寄せられた相談内容について、どのようなものであるのか、個人が特定できない形のカテゴリー種別で結構でございますので、お示してください。

さらに、相談件数は何件あったのか、お示してください。

そして、校長経験者等を想定し、相談対応に当たる会計年度任用職員を採用していくとのことでしたが、どのような方が何名で対応しているのか、人員体制について伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 教育関連相談受付電話、かっぱコールの開設につ

きましては、今現在は教員経験者の方2名で、平日5日間の対応を行っております。教育関連相談受付電話、かっぱコールの運用状況ですが、9月2日に開設しまして、11月末までの間に77件の利用がございました。主な内容としましては、不登校に関するものや、学校やPTA、立哨当番に関連した不安や懸念、要望などがございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 再質問をいたします。

2名の教員経験者が、相談対応に当たっているとのことではありますが、校長経験者であるのか、また相談に当たる以外の時間はほかの業務を行っているのか、勤務状況について伺います。

さらに、77件という相談件数を踏まえ、現在のところ、人員体制について見直しは考えているのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 2名の方につきましては、お二人とも校長経験のある方です。

それから、かっぱコールのほかにも様々な相談業務がありますが、そのうち市内の中学生が匿名で、いじめや様々な悩みを相談できるアプリ、スタンドバイというアプリなんです。こちらの対応を行っているほか、関連の事務作業等を行っていただいております。

相談者の方からも相談電話ができて、今まで話すのを諦めていたことも話せてスッキリしましたとか、学校以外に話せる場があって気持ちの整理ができましたなど、非常に肯定的な感想をいただいております。

また、3か月という短い期間ではありますが、お電話をいただいたものにつきましては、大分具体的な対応ができております。その点においては、相談者からも感謝の言葉をいただいております。

これからも保護者の安心のため、そして児童生徒の安心や、健やかな成長に結びつけていきたいと考えております。ただ、現在のところ、増員するという考えはございません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 続きまして、先月、教育文化常任委員会は、福島県会津若松市を訪問し、部活動の地域移行について視察してきました。視察中には、同市教育長から、思いの籠もったお話もいただきました。早い段階から地域移行に取り組んできた同市では、地域の競技団体等の協力を得て、指導者を市の会計年度任用職員として雇用、指導に当たっているとのこと。

地域の方をお願いをしなければならない関係上、あえて教員の働き方改革は前面に出さず、部活動顧問の先生の一部も兼業許可を得て、指導者として登録、勉強は得意でなくても、部活動で輝ける子もいることから、生徒指導のことを考え、地域移行は土日のみにとどめ、その先の平日の移行は行わないなど、明確なポリシーをお持ちでありました。

一方、企業等の民間に任せる事例もあり、隣のつくば市の中学校では、平日も含めた地域移行

が実施されているとのことであります。どのやり方が全面的に正しいということではないでしょうが、本市としても方針を定め、改革集中期間と位置づけられている令和7年を見据え、地域移行を進めていく必要があると考えます。現状、モデル事業として国の補助があるため、安価な保護者負担で済んでいると聞いているものの、モデル事業終了後の費用負担の在り方も課題でありましょう。

そこで、現状の牛久市の部活動地域移行の取組、教員の関わり方を含めた指導者の確保状況、保護者の費用負担の状況についてお示しください。

○諸橋太一郎 議長 高橋頼輝教育委員会次長。

○高橋頼輝 教育委員会次長兼スポーツ推進課長 お答えいたします。

牛久市では、令和4年度より茨城県の委託事業を受けた地域運動部活動推進事業を進めています。これは、地域移行を進めるに当たっての実証事業で、今年度4種目について進めております。この後、控えている地域移行（連携）へ生かせるよう、参加する生徒及び保護者からのアンケート調査などにより意見を収集し、生徒の機会減少とならないような体制づくり、仕組みづくりを検討しております。

また、今年度中に、牛久市地域クラブガイドラインを策定し、参画を予定しているスポーツ団体等へ公表する予定としており、受皿となる地域クラブの確保について準備を進めています。

指導者の確保状況については、現時点、御協力について前向きに検討をいただいている団体等もありますが、全ての活動種目について確保ができていない状況にはありません。茨城県の地域クラブ活動人材バンクや、市内スポーツ団体からの御協力、また、地域住民の皆様の御協力、現場の教職員による兼職兼業も含め、指導者の確保を進めてまいります。

議員からございました会津若松市の事例のように、地域と学校とが一体となり進めていかなければならないということは非常に重要なことですので、生徒がやりたい活動を制限なくできるよう、牛久市に合った体制づくりを進めてまいります。

部活動が地域へ移行することによる保護者負担、こちらにつきましては、現在の実証事業については国・県からの補助により、保険代を除き、廉価、月1,000円ですけれども、この価格に抑えることができています。しかしながら、本格的な稼働となれば、それ相応の費用がかかることが想定されます。先行実施している市町村においても金額設定は一律ではなく、それぞれの仕組みによって大きく異なっています。

本市としましては、現時点で国や県からの助成などは示されておらず、不透明な部分も多くありますが、できる限り生徒及び保護者に多くの負担がかからないよう、国や県の動向を注視し、活用できる制度をしっかりと活用できるよう準備を進めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 続きまして、周知のとおり、本市では、小学生に対し、2回ヘルメット無償配付を行っているものの、自転車に乗るようになる中学生等に対して補助制度は設けられておりません。

令和5年4月より、ヘルメット着用が努力義務化されていることも踏まえ、県内では、令和5年度に古河、石岡、つくば、龍ヶ崎、神栖、潮来の計6市がヘルメット購入補助制度を導入、令和6年度については、土浦市等の5自治体が新たに補助制度を導入しているとのことであり、本市でも検討の余地があると考えるところであります。

仮に、財政上の課題があるとすれば、地元企業広告を掲載するといった形で実施することも一案と考えますが、広告掲載を含めたヘルメット購入補助制度導入についてのお考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 牛久市では、小学生にヘルメットを無償配付し、登下校における安全確保のため、着用を推奨しております。

一方、中学生に対しては、自転車通学では必要となるヘルメットですが、購入は保護者負担であり、特に助成等も行っておりません。

御提案のございましたヘルメットに地元企業の広告を掲載し、その広告収入によって販売価格を安価に抑え、通常のヘルメットか、広告入りの安価なヘルメットを保護者に選択させるというのは、確かに保護者の負担軽減になるのではと考えます。

ただ、実際に実施するとなると、中学生が広告を身につけることへの抵抗感や、商業的要素が学校生活に与える教育的影響の懸念がございます。また、このような取組を行う場合は、学校側、保護者、地域社会、広告主となる地元企業との間での十分な協議と調整が必要となると思われます。実施に当たっては、解決しなければならない課題が多くございますので、他市町村での事例なども含め、慎重に調査をまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 大きな2点目の質問に移ります。

子供から大人まで幅広い世代に環境改善について考えていただくためのお祭り、うしくみらいエコフェスタは、本年10月の第17回を最後として、牛久駅東口のイルミネーションであるブリアントヴィルうしくは、昨年12月から本年2月までの第18回を最後として終了することが決まりました。

それぞれ市民に親しまれてきたイベントであり、中止を残念に思う方もいると推察され、ブリアントヴィルうしくはについては、継続しているひたち野うしくウインターイルミネーションとの違いはどこにあるのか等気になるところでもあります。

一方で、市長就任以来、本年4月に中学生から始まった給食費無償化や、本定例会に条例改正案が上程されている未就学児の医療費全額助成等の新規事業が行われていることもあり、財政や費用対効果、人員体制等の点から、市が関わるイベントの不断の見直しも必要なことも理解でき、見直しを進める上では丁寧な説明が必要と考えるところでもあります。

前者のうしくみらいエコフェスタにつきましては、私も市民活動の中で聞いているところでもあります。それぞれイベントが終了となった理由についてお示してください。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 うしくみらいエコフェスタにつきましては、平成20年から開始し、これまで実行委員会を主体として運営、開催してまいりました。毎年、大人も子供も環境問題に興味を持っていただくことを目的として、市民、行政、団体、企業が一体となり、市補助金や協賛金を主な財源として、環境に関する体験型ブースの出展をはじめとした様々な取組を行ってまいりましたが、令和6年度当初予算編成時に開催された補助金適正化委員会の中で、本来のエコフェスタの原点に立ち返るのも必要ではないか。ほかのイベントとの共同開催が可能ではないかなどの意見がございました。

その考えを実行委員会にお伝えし、様々な方法を検討していただいた結果、今年度はこれまでと同様に単独で開催したいというお話をいただくとともに、エコフェスタは今年度で開催15回を数え、実行委員会としては、環境問題に全ての人が関心を持って行動につなげるという当初の目的は一定程度達成したものと考え、このイベントを今回で終了するという結論に至ったとの報告がございました。

次に、ブリアントヴィルうしくにつきましては、平成18年度から昨年度まで、牛久市内の商店の振興、活性化並びに魅力あるまちづくりを推進するため、牛久市商工会青年部や、商工会会員、市内商店関係者及び学識経験者の方々と構成する実行委員会が主体となって、毎年12月から約2か月間、牛久駅周辺をアートとイルミネーションとで彩る冬のイベントとして開催してまいりました。

ブリアントヴィルうしくも、エコフェスタと同様、令和6年度当初予算編成時の補助金適正化委員会において、さらなる集客の促進、経済効果が見込まれる場所や方法への再考が提案されました。

これを受け、改めて検討したところ、18年を経て、目新しさが薄れてきたことに加え、実行委員の中心となる商工会青年部は、うしくかっぱ祭りをはじめ、ほろ酔い横丁、うしくワイワイまつり、そしてピザフェスタと、年間を通して多くのイベントに携わっており、本業とイベントへの両立に大変御苦勞をされているとの意見が寄せられました。

このような事情もあり、ブリアントヴィルうしくは、恒常化したイベントの見直しという考えにより、補助金の支出を終了としたものとなります。

なお、本市といたしましては、今後、集客の促進や経済効果が見込まれる新たなイベント事業が提案された際には、多角的な視点からメリットを精査した上で、積極的な支援を検討してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○16番 伊藤裕一 議員 2点目の質問といたしまして、先ほど、うしくみらいエコフェスタ並びにブリアントヴィルの中止理由について、補助金適正化委員会での意見、並びに各実行委員会の中での議論という2つの理由が挙げられておりました。それぞれ市としてどちらの理由が大きかったのか、イベント中止の判断基準について伺います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 判断基準につきましては、先ほどもお答えいたしましたが、うし

くみらいエコフェスタにつきましては、数年前から開催の存続について実行委員会内で議論を重ねており、実行委員会全体で、今回をもって終了するという結論に至ったとの報告がございました。

次に、ブリアントヴィルうしくにつきましては、１８年が経過し、取組がマンネリ化するなど事業効果が薄れてきているという考えから終了としたものとなります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○１６番 伊藤裕一 議員 うしくみらいエコフェスタについては、実行委員会での議論、ブリアントヴィルうしくについては、補助金適正化委員会が挙げられておりました。それぞれ、答弁いただいた理由が大きかったということなのか、確認をいたします。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 両イベントとも実行委員会が主体となりまして実施するイベントとなりますので、実施につきましては、実行委員会が判断するものと認識しております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○１６番 伊藤裕一 議員 最後に、３点目の質問といたしまして、本市は再来年の令和８年に市制施行４０周年を迎えます。平成２８年の３０周年の際には式典は開催せず、既存の事業に３０周年の冠をつけたところではありますが、やはり４０周年の節目の年を盛大にお祝いし、魅力あるイベントと組み合わせることによって、交流人口増加にもつなげるため、記念事業のコアとなる記念式典は開催するべきとも考えます。市制施行４０周年に向けた事業の在り方について伺います。

さらに、先ほど、うしくみらいエコフェスタ並びにブリアントヴィルうしくの個別の中止理由については伺いましたが、執行部としましては、その他のイベントを含め、今後も市が関わる各種イベントを精査し、場合によっては中止をしていこうという方針なのか、今後の方向性を伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 牛久市は、令和８年６月１日に市制施行４０周年を迎えます。この節目の年を市民とともに祝い、また未来に向け、歩みを進める機会となるよう取り組んでいくため、記念事業を実施することを計画しております。

これまでの取組状況といたしましては、本年５月に、職員１０名から成る市制施行４０周年事業プロジェクトチームを立ち上げ、挙行すべき記念事業の在り方、方向性について議論しております。

実施事業につきましては、記念式典をメイン事業に据え、既存事業の拡充、新規企画事業の実施など、市民、事業者、行政の協創による事業展開ができるよう、各部局からの実施事業の提案なども含め、検討を進めているところであります。

なお、本市が関わるイベントの方向性として、市が直接運営するもの、共催のもの、また、民間主体のイベントに対して市が補助金を交付するものなど、運営形態も様々ではありま

すが、その趣旨や目的、効果などを踏まえながら、個別に判断をしていくものと考えております。

今後におきましては、令和８年度４０周年事業に係る事業を見据え、鋭意準備を進めてまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○１６番 伊藤裕一 議員 記念事業につきましては、記念式典も含め検討しているとのことで、ぜひ今後も検討を加速していただければと思います。

今後の方向性につきまして、個別の判断という答弁でありましたが、昨日の同僚議員の質問に対しては、補助金の精査をしていくという答弁もございました。実行委員会が主催し、補助金を出すタイプのイベントについては、精査していくという方針なのか、改めて確認をいたします。

○諸橋太一郎 議長 糸賀 修経営企画部長。

○糸賀 修 経営企画部長 昨日の山本議員の御質問でも答弁申し上げましたが、全ての補助金につきまして、現在進めてございます令和７年度予算編成におきましては、ゼロベースでの見直しを行うこととしてございます。

今、予算編成の作業を進めておりますが、これからは全ての補助金、交付金等につきまして、補助金等適正化委員会の中で審議し、最終的に決定してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○諸橋太一郎 議長 伊藤裕一議員。

○１６番 伊藤裕一 議員 以上で一般質問を終了いたします。

○諸橋太一郎 議長 以上で１６番伊藤裕一議員の一般質問は終わりました。

自席にて暫時休憩といたします。

午前１０時２４分休憩

午前１０時２５分開議

○諸橋太一郎 議長 再開いたします。

次に、１２番出澤 大議員から一般質問に関する資料配付依頼の申出がありましたので、これを許可し、サイドボックスに登載いたしました。

次に、１２番出澤 大議員。

〔１２番出澤 大議員登壇〕

○１２番 出澤 大 議員 皆さん、おはようございます。

れいわ新選組、市民クラブの出澤 大です。

主権者たる市民の皆様のためにこそ質問してまいりますので、執行部の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

議長、以降は着座にて質問させていただきたいんですが。

○諸橋太一郎 議長 はい、了解いたします。

出澤 大議員。

○１２番 出澤 大 議員 それでは、本日は、通告書に従い大枠３点について伺ってまいり

ます。

大枠の１点目、１番、市内小中学校の酷暑対策について。

まずは、①市内の小中学校のエアコンの設置状況について伺ってまいります。

牛久市の小中学校のエアコンの設置率は１００％だとの認識ですが、いかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 市内の小中学校、義務教育学校の普通教室の空調設置率は、現時点で１００％となっております。

空調設備につきましては、平成９年度の管理諸室から始まり、平成１８年度、１９年度を中心に、教室への整備を進めてまいりました。現在は、それらの機器が１５年以上を経過し、老朽化による不具合が生じているため、機器の更新計画を立て、順次工事を実施しているところです。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○１２番 出澤 大 議員 更新も随時行っているという認識です。今、御答弁いただいたように、一般教室については１００％であって、更新も随時行っているという御答弁でしたが、それでは、理科室や音楽室など特別教室についてはどのようになっていますでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 授業で使う特別教室の空調設置率につきましても１００％になります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○１２番 出澤 大 議員 特別教室においても、一般教育と同様に１００％設置率であるというふうに御答弁いただきましたので、安心しました。

子供が安心して学べる環境に、エアコンの設置は最低限必要です。今後も、既存の管理を含め、適切な環境の維持に努めてくださるようお願いいたします。

次に、②教室の断熱について伺います。

私は、令和５年第３回定例会の一般質問において、教室の断熱化の必要性について取り上げました。繰り返して恐縮ですが、エアコンをつけていても十分に教室が冷えないのは、太陽光の熱がコンクリートを伝播するからです。その熱を遮断する断熱工事を行うことで、より少ないエネルギーで教室を冷やすことにつながるんですが、昨年の私の一般質問の後、本市における小中学校の断熱化についての検討や、計画の状況についての御説明をお願いします。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 牛久市内の学校建築物は、主に昭和４０年代から６０年代にかけて建てられたものが多く、ほぼ無断熱状態の建物です。

近年の環境変化は著しく、教室の快適な室内環境を整えるためには、断熱対策が必要と考えられます。建物の断熱は、建物から熱が逃げる割合の約半数は窓などの開口部で、屋根、壁、床は

約3分の1とされています。残りは換気や出入りによる空気の入替えによるものと考えられています。そのため、断熱対策の工事を行う際は、窓の建具交換や壁、屋根に断熱材を設置するなど、建物全体を改修する長寿命化改良を行う必要があります。

当市では、牛久市学校施設長寿命化計画を策定し、現在は、築40年を経過した下根中学校の校舎において長寿命化改修工事の設計を行っているところです。この改修では、省エネ適合基準に沿って断熱対策を検討しており、建具の交換や、屋根や壁の内側への断熱材の設置など、高効率機器の導入を視野に入れた検討を行っているところです。

今後においても、建物の長寿命改修工事を実施する際には、省エネ基準に合わせた建物の断熱対策を実施していきたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 ありがとうございます。

私がこの問題意識を持つに至った経緯は、昨年、下根中学校の2年生が議会見学に訪れてくれた際に、生徒から直接聞いた困り事でした。午後になるとエアコンが効かなくて非常に辛いということをおっしゃってくれた生徒がいらっしゃったんで、このことで僕は問題意識を持つようになりました。

牛久市としても、下根中学校のほうも計画をしてくださっているというふうに認識しましたので、これも随時、ほかの小中学校についても進めていただけるよう、ぜひよろしくお願いします。

断熱化をさらに進めた施策としては、環境省ではZEBを推進しています。ZEBとは、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル、いわゆるZEB、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の1次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。ZEBについて、環境省のホームページから抜粋したものを配付しておりますので、御覧ください。

文科省ではこのZEB化を達成した学校施設の事例についてや、その個性や工夫などの取組内容を紹介するZEB化を検討する手引を作成していますが、その内容についてや、ZEB化導入に活用できる補助金についての御認識を伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 ネット・ゼロ・エネルギー・ビル、いわゆるZEBにつきましては、エネルギー量を削減する省エネと、自然の力でつくり出す創エネ利用により、建物で消費するエネルギー収支をゼロとする考え方であると認識しております。

近年の学校施設では、空調設備やICT環境の整備が進み、使用するエネルギーは増加傾向にあるため、学校施設のZEB化推進の取組は大変重要であります。

ZEB化については、文科省も支援措置を設けており、エコスクールプラス認定を行うなど環境を考慮した学校施設の整備推進を進めています。

学校施設のZEB化の推進につきましては、省エネ対策として、窓、外壁に高性能断熱材や複層ガラス、二重サッシ、空調・換気では高効率空調機や全熱交換器、照明ではLED照明や人感センサーなどを採用した上で、創エネとして太陽光発電や地中熱利用などの設備を設ける取組が

推奨されています。

本市の学校施設ZEB化に向けた取組としましては、おくの義務教育学校施設一体型建設事業において、照明のLED化、高効率空調、全熱交換器の設置、複層ガラスの採用、内壁面断熱化、太陽光発電を屋根に設置するなどの取組を行っております。

今後につきましても、学校施設の長寿命化改良等、そういった工事実施の際は、ZEB化の導入について、工事内容やコストなどを含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 おくの義務教育学校では、新築工事から携わることができるので、このZEB化については検討されたのかなというふうに思います。

ZEBについては、補助金だけではなく、資源エネルギー庁が主催するネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証実験の公募がありましたが、令和6年度の2回の公募が終了しています。早くから情報収集に努めることで、この実証実験に参加することも可能だったと思いますが、昨年私の一般質問の後、このZEB化についての情報収集や検討について、どのような状況だったのかを御説明ください。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 断熱改修は、児童生徒の健康を守り、節電及び省エネ、温暖化対策にもつながります。建物の断熱化を行うためには、熱を逃がさず、熱を入れなない対策を構築する必要があります。

空気の流れをコントロールし、少ないエネルギーで快適な室内環境を確保するには、高性能機器の導入が必要です。

そこで、主に下根中学校の設計においてですが、断熱改修の検討として、屋根裏や壁の裏などの断熱材や、窓で使用するエコガラスの性能比較などを行い、熱の対策や高効率空調機や全熱交換器の導入などによる空気のコントロールを検討しているところです。

また、御質問にありました実証事業についてですが、地方公共団体の建築物は対象外であるため、応募及び参加は行っておりませんでした。今後とも学校施設の改修工事の実施の際は、断熱化を含めたZEB化について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 ZEBに関してはまだハードルが高いというふうに私も感じておりますが、建物の断熱化の必要性は、牛久市地球温暖化対策実行計画の中でも、消費者へ提供する製品やサービスの品質低下にならない水準を維持しつつ、産業部門と同様の策を講じるとともに、建築物の省エネルギー化を進めることが重要となりますと書かれています。

ZEB化には大きな予算が必要なため、まだ難しいのかもしれませんが、断熱化は建物の省エネルギー化と子供の学びの環境を整えることにもつながるものと考えます。

猛暑日が年々増えている中、去年何もコロナ禍だと言って、今年も何も起こらないとは限りま

せん。熱中症は命を奪うこともあり得る怖いものです。生徒の命や健康を守るためにも、来年の夏、生徒は断熱化された教室で学校生活を送ることが重要だと考えますが、執行部のお考えを再度伺います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 先ほど申し上げたとおり、大きな改修工事の際には、断熱化等を考慮した資材、建築方法等々、そういった温暖化に対する対策も考慮に入れて工事を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 優先順位をつけることというのは、これは当然あり得ると思いますが、半年後にはもう夏がやってきます。優先順位を上げて速やかに予算を確保して来年の夏、生徒が快適に勉強に励むことができるよう、迅速な対応をお願いいたします。

次に、③公立の保育園、幼稚園の室内環境について伺います。

未就学児は大人に比べ、暑さに弱く、熱中症になりやすく、重症化しやすいと言われています。これは、体温調節機能が十分に発達しておらず、汗をかく機能が未熟であるため、暑さを感じてから汗をかくのに時間がかかるからです。

小中学校以上にエアコンの設置や断熱化は大切になってくると思いますが、公立の保育園、幼稚園のエアコン設置や更新の状況、断熱化についてはどうなっていますでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 幼稚園のほうの答弁を申し上げます。

第一幼稚園につきましては、平成31年に建設された園舎であり、保育室や遊戯室などの各室には、空調機を整備しております。また、断熱化においては、屋根、壁に断熱材を設置し、窓については複層ガラスを採用するなど、省エネを考慮した建築となっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟保健福祉部次長兼社会福祉課長 公立保育園は、現在市内に3園あり、エアコン等の空調設備については、全ての園において完備しております。断熱材につきましては、3園とも使用しておりませんが、エアコン等の小まめな清掃や機器の入替えなどを行っていることから、空調の効きが悪い状態ではないため、現在のところ断熱化の予定はございません。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 全ての園にエアコンを設置されており、空調の機器も悪くはないので、保育園に関しては断熱化の予定はないということでした。しかし、先ほど述べたように、未就学児の熱中症のリスクは小中学生よりも高いのです。

学校環境衛生基準では、保育所の温度は、かつては28度以下であることが望ましいとされています。また、園児等に生理的、心理的に負担をかけない最も保育にふさわしい条件は、夏季25度から28度程度とされています。室温を測定する回数を増やし、望ましい環境となっている

のかをしっかりと管理する必要があると思います。万一がないよう、しっかりと管理くださいますようお願いいたします。

次に、④小学生の登下校時の熱中症対策におけるバス利用について伺います。

この件は、中根小学校の保護者からお電話をいただきました。まず確認させてください。中根小学校では、登下校時にかっぱ号を利用してもよいということになっているようですが、どのような経緯があり、そのような運用になったのかについてと、ほかの小学校ではどうなっているかについて教えてください。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 熱中症対策としてのバス利用につきましては、保護者からの要望を受け、今年の夏休み明けから利用を認める旨、保護者へ周知しました。安全面には十分留意し、保護者の責任で利用することとし、バス利用を希望する場合は、学校へ事前に相談してもらっています。

今年度の各校の利用状況を確認したところ、中根小学校で12名、向台小学校で2名、牛久第三中学校で1名の利用がありました。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 登校時はまだしも、下校時には一日で一番暑い時間にかかることも多いと思います。中根小学校から一番遠い地域は運動公園の先になり、2キロを超え、低学年の児童の足では30分以上かかってしまいます。アスファルトからの照り返しもきつく、体力がなく、身長が低い低学年は熱中症のリスクが高いと思います。

真夏の下校時には、お迎えの車で混み合うそうですが、迎えに来ることができる保護者ばかりではありません。せっかくかっぱ号を使ってもよいとの判断を教育委員会が行ってくださっていますが、児童が安全に待つことができるバス停が近くにありません。それでは利用できないとの保護者からの声が私に届いています。

夏季の例えば7月と9月の下校時間だけ、少し迂回してでも中根小学校を回るルートを設けられないのでしょうか。私は実際に牛久駅から運動公園ルートのかっぱ号に乗車しましたが、竹の台入り口とJA下根直売所の間に、中根小学校を回る停留所を設ければ可能なのではないかと感じました。

バスのルート変更を行う場合には、運輸局への届けが必要になることの認識ですので、簡単なことではないと思いますが、ニーズの調査を行い、かっぱ号の下校時の利用について、事前に対応していただきたいと考えます。現時点での執行部の受止めを伺います。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 かっぱ号の運行に関しましては、公共交通の基本的な在り方として、誰もが移動手段を選択できるよう、市街地を中心に広く御利用いただけるようルートを設定しているところであります。

利用者の皆様からの要望事項に関しましては、現行の運転手不足などの状況下、限られた資源

の中での対応となりますことから、全体の運行計画の効率化を図っていくことを前提としながら、全体の利用者ニーズを整理させていただいた上で検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 おっしゃるように、かっぱ号は、通学利用を前提にルートの設定をしているのではないかと思いますし、運転手不足が顕在化する中、限られたリソースを生かせるよう十分に練られたルートであろうことは理解しています。

しかし、可能性を排除するのではなく、子供の熱中症対策にもなり得る施策です。様々なハードルがあることはもちろん理解していますが、来年の夏に向けて急ぎ検討していただきたいと思います。断熱化と同様、この件につきましても、今後も引き続き確認してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、大梓の2番目、大切な家族の一員であるという意識が浸透しているペットについて伺います。

①市営住宅におけるペットの飼育について伺います。

現在、本市の市営住宅でのペットの飼育は禁止されているものとの認識ですが、どのような理由から禁止にしたのかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 答えいたします。

ペットの飼育については、ストレスの解消や高齢者における認知症リスクの軽減、孤独感の解消など、様々なプラスの効果があると認識はしております。

しかし、市営住宅は共同住宅であるという性質上、飼主にとっては飼育に問題がないと感じられる場合でも、ほかの入居者にとっては決してそうではない場合もございます。具体的には、ペットの鳴き声による騒音や、ペットアレルギーによる健康被害、こうしたことが原因で入居者間トラブルに発展する問題等が上げられます。

また、退去時には、ペットによる損傷があれば、原状回復費用が発生することもあります。さらに高齢者等の単身入居者が入院等になった場合、飼育を継続できなくなり、ペットの引取り先に関する問題も生じる可能性がございます。

こうした問題を踏まえ、市営住宅条例第24条、入居者は周辺環境を乱し、また、他人に迷惑を及ぼす行為をしてはならないとの規定に基づきまして、入居時に交付させていただいております市営住宅のしおりに、ペットの飼育を禁止する旨を記載しており、入居者の方々に御説明をしているところでございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 様々な市民の入居を前提にしている以上、トラブル防止の観点から、ペットを禁止していることは一定理解します。今、御説明いただきましたが、ペットを飼うことで、ストレスが軽減され、体調を整え、血圧、コレステロール、血糖値などを下げるのに有効であることが示されています。また、ペットに触れることで、心拍数や血圧が安定し、ストレスが

減少し、認知症の予防や症状の緩和につながる可能性があることが分かっています。このようにペットを飼うことにはメリットは大きいのではないかと感じます。

私は、実際にペット可の集合住宅に10年以上住んでおり、猫と暮らしています。住民には中型犬を飼っている方もいらっしゃいますが、トラブルはほぼ聞いたことがありません。ルールを遵守し、お互いに気をつけて生活しているからです。

それらを厳格に定め、ルールを守らない入居者には段階を踏んで注意、指導を行うことで、トラブルは一定防げるものだと感じています。最初から禁止だと門前払いをするのではなく、メリットを多くの市民が享受できるよう調整することも、市民に近い場所で仕事をする市役所としての役割だと私は考えます。

全国では、松本市、大分市、門真市、川口市や、そのほかにも一部の市営住宅においてペットの飼育が許されている事例があります。本市においても、そうした事例に学び、検討を行うことで、近隣自治体との差別化を図ることにもつながると感じています。

前回の一般質問でも申し上げましたが、市営住宅は地域社会において、安価な住宅を供給するという重要な役割がありますが、間口を広げることでさらなる利活用につながり、本市にとってもよい効果を生むのではないかと考えます。

入居率、申込み倍率ともに決して高くない本市の市営住宅の現状を考えると、ペットと暮らせる市営住宅について検討する意義は十分あるものと私は考えますが、改めての御認識を伺います。

○諸橋太一郎 議長 長谷川啓一建設部長。

○長谷川啓一 建設部長 お答えいたします。

ペットと暮らしたいという方がいっぱいいることも理解しておりますし、ペットと暮らすことによって、議員がおっしゃるとおり、気持ちが健やかになったり、孤独感がなくなったり、そういうことについても、先ほど答弁したとおり、それは理解してございます。

しかし、先ほども言いましたけれども、共同生活という中で今すぐに直ちにというわけにはいきません。市営住宅は全ての中において自治会組織で、自治会というものをつくっていただいています。ふだんは清掃していただいたり、掲示板の管理をしていただいたり、共通のところの電気代を支払っていただいたりする自治会があるんですけれども、そういうところから今のようなお話をいただいたことは今のところないんです。そういうところと意見交換をしなくちゃならないかなとは思っております。

それから、議員がおっしゃるとおり、ほかの市営住宅、他県の市営住宅の一部が認めているところということも、うちの担当のほうでは調べてあります。県営住宅を含め、近隣の市町村の市営住宅を伺ったところ、今のところはやっていないですよというお答えでした。

それから入居率とか、空き室が多いということを前回に御答弁させていただいたところはあるんですけれども、その後、やはり応募方法も定期的な応募をしているんですけれども、募集がないときには、随時募集に切り替えたり、ファミリー、単身者は結構入っていただいているので、ファミリー向けのところを、我々のほうも工夫をして単身者の方も入れるような形にさせていた

だいたり、そのような形で、入居率のほうの向上については努めているところです。

ペットにつきましては、先ほどの答弁のとおり、今のところ自治会等からの要請はありません。意見交換等はする必要があるかなとは、それは個人的には思いますけれども、現状としましては、答弁としましては、そのような考えでございます。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 今の御答弁、私も、そう判断せざるを得ないだろうなというふうに感じます。ただ、繰り返しますが、ペットを飼うことによる有用性も十分認められる現在においては、そういった今部長からも御答弁ありましたが、そういったニーズの調査をして話合いを持つということは、非常に重要だと思いますので、今後ともそのような検討を続けていただきたいと思います。

次に、②避難所へのペットを伴う避難について伺います。

まずは、本市の避難所へのペットの避難についての現状を伺います。

○諸橋太一郎 議長 岩瀬義幸環境経済部次長。

○岩瀬義幸 環境経済部次長兼廃棄物対策課長 まず、同伴避難は、災害発生時に飼主が飼育しているペットと共に避難し、避難所内でペットと一緒に過ごすのに対し、同行避難は避難所でペットと飼主が別の場所で過ごすこととなります。市では、ペットを飼っていないほかの避難者に配慮し、同行避難を基本としております。

今年1月の能登半島地震以来、市にも同行避難についてのお問合せが届いております。改めて重要性を再認識しているところでございます。市では災害発生時に開設する2次避難所のうち16か所と、福祉避難所4か所が、ペットの同行避難が可能な施設として、ホームページで公表しております。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 能登半島地震では、動物愛護団体の方から、人とペットの避難について悲痛な声が届いたそうです。元日に発生した能登半島地震の被災地で、室内でペットと共に同伴避難できる指定避難所はほとんどありませんでした。ペットだけ置いて逃げたという人もいたようですが、多くの人々はペットと共に同行避難しました。

しかし、その後、同伴避難できる場所がなく、傾いた家で在宅避難、また車中避難されている人が圧倒的に多かったようです。

傾いた家での避難は、いつ倒壊するのか分からないというリスクがありますし、長時間の車中避難は、エコノミークラス症候群になるリスクが高くなります。熊本県は、2016年8月から9月に行った熊本地震被災者アンケートでは、回答者2,297人のうち約7割の1,568人が、車中泊で避難生活を送ったと回答し、そのうち226人は、ペットがいたことを理由に挙げています。死者263人のうち、エコノミークラス症候群を含む震災関連死は、その5分の4に当たる201人おりました。震災関連死のうち、少なくとも60人は車中泊していたことが分かっています。

また、能登半島地震では、地震発生から2週間以上もたってとても悲しい事故が起きてしまい

ました。自宅敷地内の納屋が全焼した事故です。焼け跡から遺体が見つかりましたが、自宅が倒壊したことで、内部で避難生活を送っていた男性だったそうです。男性は、犬がいるから避難所に行けないと話していたそうです。

ペットと暮らす人にとっては、ペットはかけがえのない家族同然の存在です。人生の伴侶であり、ただかわいがるだけの存在ではありません。同行避難であってもペットとの関係に留意できていれば、このような二次災害が避けられ、せっかく助かった貴い命を落とすことはなかったかもしれません。

2011年の東日本大震災では、国の対応の不備により、ペットや家畜の命が無視され、動物たちは置き去りにされました。苦しみ抜いた末に餓死という最悪のひどい結果を招き、救えたはずの命を見殺しにしてしまった政府の初動の悪さが問題視されました。

そのような教訓を経て、東日本大震災の2年後にはペットとの同行避難を環境省が推奨した、災害時におけるペットの救護対策ガイドラインには、実際は自治体の役割が明確に記されており、自治体は、災害発生時に飼主による同行避難や適切な飼育管理が行われるよう、平常時から飼主に対する啓蒙等の体制を講じることが望ましい。

また、動物の保護や救護活動が必要になる場合に備え、各行政機関及び関係団体が連携協働した救護活動が行えるよう、地方獣医師会や民間団体、企業との災害時協定の締結や、現地動物救護本部等の設置に向けた提携、災害発生直後における行政による動物保護活動の開始が困難な場合の初動体制について、検討していくことが望ましいと明記されています。

本市においては、同行避難を基本としておりますとの御答弁をいただきましたが、平時からこのような取組や啓蒙は行われているのでしょうか。

また、平成25年9月1日より施行された改正動物愛護管理法には、都道府県知事等は、地域における犬猫等の動物愛護の推進に熱意と見識を有する者のうちから、動物愛護推進員を委託することができる。動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。災害時において、国または都道府県が行う犬、猫等の動物の避難方法等に関する施策に必要な協力をするのとありますが、県とはこれらのことについて、情報の共有が行われているのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 岩瀬義幸環境経済部次長。

○岩瀬義幸 環境経済部次長兼廃棄物対策課長 ペットがいることにより、避難をちゅうちょしたり、ペットと共に車中生活をして体調を崩されたりしないように、避難所への避難を呼びかけております。

安全な避難生活を送っていただくためには、市と市民が連携し、避難所の環境を整える準備を行うことが必要です。そのため、飼主の方には、避難時に持参していただくこととなるペット用のケージや餌などの消耗品、ペットシートなどのトイレ用品の準備、日頃からケージに慣れさせておくようにしつけるなど、災害時に備えた準備をお願いしております。

あわせて、避難所においては複数のペットが同じ空間で同居するため、犬の狂犬病予防接種、その他各種ワクチンの接種を行い、接種証明書を持参していただくようお知らせしております。

また、避難所内でのペットの避難スペースの管理及び運営は、基本的に飼主の皆さんが協力し

て行っていただくこととなるため、ペットを飼っていない避難者の方も心地よく過ごせるよう、運営をお願いできるよう準備を整えてまいりたいと考えてございます。

現在、市では同行避難に関してのガイドラインの作成を検討しております。庁内の関係各課と協議するとともに、市内動物病院の獣医師、市の動物行政協力員、動物愛護団体の皆さんなどにも御意見をいただきながら、災害時の避難行動について具体的に定めてまいりたいと考えております。

ただ、県と具体的な協議につきましては行ってはございません。ただ、動物愛護推進員の活動内容といたしまして、災害時の動物愛護ボランティアリーダー、今年、市で設置する同行避難が可能な避難所の運営の協力とか、飼主への支援だとか、市が依頼する事項への協力などが挙げられてございます。

今後、同行避難のガイドラインを検討していく中で、動物愛護推進員をはじめといたしまして、獣医師さんとか、行政協力員さん、あと動物愛護団体の皆さんと連携を行いまして、協力体制について協議をしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 様々検討してくださっていることを認識しました。繰り返しますが、ペットは家族そのものであり、熊本地震や能登半島地震で起きた痛ましい事故は、本市でも起こり得る、十分起きることだと感じます。災害はいつ来るのか分かりません。さらなる対応をお願いいたします。

先ほど同伴避難についても言及がございました。同伴避難についてのハードルは低くないとの認識ですが、災害時の避難が同行避難のみであることは、2つの大きな問題が起きる可能性があります。

1つ目は、同室で一緒に避難できると思い、災害時にペットと一緒に避難所までやってきた方々が、避難所の入り口でそんなことは聞いていない。家族なので、野外には置けない。到底納得できないとペットを手放さないことが考えられます。

そして、動物が嫌い、苦手アレルギーをお持ちの方との間に分断が起こる可能性が高いということです。被災者が団結して助け合わなければならない状況で、そのようなことが起きてしまったら避難所は大混乱です。

2つ目は、先ほど挙げた例のように、それなら避難をしない、自宅に戻るという選択をする市民がいるかもしれないということです。実際に私も被災したと仮定すると、屋外に設置したゲージに猫を入れていくような避難所にはいられません。自宅に戻るか、車内避難を選択せざるを得ないと思います。

当然ですが、ペットを飼う人には、家族でも動物が苦手な人もいらっしゃいます。そうであるからこそ、建物自体は分ける同伴避難所をつくる必要があると考えます。現在同伴避難所を常設する自治体が少しずつ増えているようです。

千葉県袖ヶ浦市では、令和6年6月の総務企画常任委員会において、災害時におけるペット同

伴可能な指定避難所の設置に関する陳情書において、全員一致で採択しました。また、岡山県総社市では、西日本豪雨で被災した際、ペット同伴の避難所を6か所緊急に開設し、片岡市長が自身のSNSで告知、26世帯が犬や猫、計30匹以上を連れて入ったそうですし、西東京市でもペット同伴のみの避難所を設置しています。

全ての先進事例を本市で取り入れることは、リソースに限りがある以上、実際には難しいと思いますが、先進的な取組を学び、少しでも前進することは、とても大切だと私は考えます。

ペットとの同伴避難についても、それぞれの先進事例に学び、御検討いただくようお願いいたします。

次に、大枠の3番目、市内の公共交通についてであります。

①かっぱ号の減便について、現状認識を伺います。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 お答えいたします。

コミュニティバスかっぱ号につきましては、本年4月のダイヤ改正におきまして、減便を伴う改正を行ったところでございます。これは、全国的な問題として、既に御承知のところかと存じますが、コロナ禍以前から課題となっていた運転手不足に加え、働き方改革関連法とその関連する基準の改正に対応するためのダイヤ改正として実施したものととなります。

本市におきましては、全9ルート中、5ルートにおいて減便を行い、便数で申しますと94便中10便の減便となり、その内訳としまして、通勤ライナーが2ルート7便、日中ルートが3ルート3便の減となっております。

ダイヤ改正の時点におきましては、運転手不足などにより、ルートの再編を同時に行うことは困難な状況であったことから、今後の利用者の推移を見つつ、その対応を見定めていくことといたしました。

なお、減便の影響についてですが、減便後の利用者数の状況の推移につきましては、9月までの集計となりますが、前年と比較いたしますと、日中ルートにおきましては、減便のあったルートで平均2%ほどの減少となっており、御希望の時間帯での利用ができなくなったと想定しております刈谷ルートでは、最大13%の減少とはなっておりますが、時間を調整しつつ御利用いただいているものと捉えております。

また、早朝、夕方に運行している通勤ライナーにおきましては、夕方の帰宅時間帯の減便が大きく影響しまして、平均では10%の減少となっておりますが、さくら台・みどり野ルートの夕方便におきましては、48%の減少と大きな影響が生じているところであります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 減便後の定量的な調査を行ってくださっているものと認識しました。減便の理由については、牛久市としては、いかんともしがたいものがあると思いますが、今後ますます免許返納者が増えていき、公共交通の果たす役割はさらに大きくなります。かっぱ号とともに本市の重要な公共交通機関である、うしタクの利用については、かっぱ号減便の前後でどの

ような変化がありましたでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 かつば号の減便後のうしタクの影響となりますと、それぞれの直接的な変動を把握することは難しいため、うしタクの利用状況への影響という点では、その評価はちょっと難しいものと考えております。

しかしながら、うしタクの利用者数が年々増加していくにつれまして、うしタクの利用も増加傾向が続いている中、かつば号のダイヤ改正前後におきまして、大きな変化というのが見てとれないことから、直接的に大きな影響があったものとは想定はしておりません。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 うしタクは、本市の重要な公共交通機関の選択肢の一つだと感じております。全ての問題をうしタクでカバーすることは難しいと思いますが、うしタクの利便性の向上にも取り組んでいただき、市民の移動の足の確保にも努めていただきたいと思います。

次に、②今後の市内の公共交通の考え方について伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 本市の地域公共交通につきましては、市が運行を実施しておりますコミュニティバスかつば号、デマンド型乗合タクシー・うしタクをはじめ、民間の路線バス、タクシー、ボランティア移送サービス、スクールバスなど複数の交通サービスにより構成されております。また、令和7年1月からは、つくば市、土浦市、下妻市との連携により、地域連携公共ライドシェアとして、自家用有償旅客運送の運行を実施するところであります。

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、公共交通を取り巻く環境は大変厳しいものとなっており、現時点においても運転手不足の影響は大きく、バスの運転手のみならず、タクシー事業者におきましても、コロナ禍以前の状況に戻ることはなく、人材の確保に苦慮している状況と聞き及んでおります。

このような状況下とはなりますが、次年度に向けて、現在の状況を分析しながら、現段階で補填すべき部分、また、その手段の検討を進めるとともに、令和7年度に予定している地域公共交通計画の改定におきましては、課題となっているかつば号の利便性の向上、うしタクの拡充、地域連携公共ライドシェアの運行など、各種事業を効果的に取り入れ、利便性の向上が図れるよう検討してまいります。

今後におきましても、限られた人材と事業費の中で、より市民の移動ニーズに沿った交通の配置、組合せを模索し、行政と民間の双方が補完し合いながら、持続的で安定した移動手段を確保することができるよう検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 御答弁にありましたように、様々な手段を組み合わせ、少しでも市民の移動の足の確保に努めていただく必要があるとの認識です。

その一つとなることが非常に期待される、来月から運用が始まる地域連携公共ライドシェアに

についても言及がございました。現在のドライバーの応募状況や運行管理会社についての現状を伺います。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 地域連携公共ライドシェアのドライバーの募集状況を、まずお答えいたします。

10月から募集を開始いたしまして、牛久市のエリアでの運行についての数字ですが、計画上17名を予定していたところ、11月末時点で22名の応募をいただいております、現在審査を含めた諸手続を進めているところでございます。

それと、運行体制等につきましては、本市が運行主体となりますけれども、全体の業務の請負先であるコミュニティモビリティ株式会社が事業を統括し、個人ドライバーとの委託契約による運行を予定しております。

運行管理という点につきましては、関東鉄道株式会社により運行管理や整備管理を担っていただくこととなります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 続いて、来月から実際に始まるということですが、実際にはいつ頃から稼働する予定であり、その周知はどうなっているかについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 運行開始の予定でございますが、年が明けまして1月27日の運行開始ということで予定しております。それ以前に記者会見であるとか、その他周知を図るということを予定しております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 実際にもう日にちが決まっているということでしたので、ただ、新たな取組なので、想定は難しいと思いますが、利用者をどの程度見込んでいるのか、教えてください。

○諸橋太一郎 議長 淀川欽市経営企画部次長。

○淀川欽市 経営企画部次長兼政策企画課長 利用者数の見込みでございますが、本事業の対象である国の交付金申請におきまして、提出した実施計画上の目標値となりますが、4市合計で本年度、本年度は1月から3月の3か月となりますけれども、600人、4市合わせての計ですが600人と予定しております。

その後、次年度令和7年度は1,800人、令和8年度で3,000人という目標値を設定して臨んでいるところでございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 出澤 大議員。

○12番 出澤 大 議員 公共交通の問題は本市だけでなく全国的な問題であり、特効薬はないと思います。様々な施策を組み合わせ、少しでも市民のいろんな足を確保することが大切になってきます。

今後も、広く情報収集に努め、実証実験も積極的に行っていただきたいと思います。私も交通体系整備促進調査委員会の委員として知見を広め、本市の公共交通の充実の一助になりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回の一般質問においても、私の感じる様々な問題について御答弁いただきました。少子高齢化が今後ますます進展する我が国において、現状維持すら難しくなっていくことが予想されます。前例主義にとらわれず、既に顕在化している問題に対しては、できない理由を探すのではなく、地域住民の生活向上や社会課題の解決を目指し、PDCAをフル回転させ、組織や政策の改善を迅速に推進することで、効果的かつ透明性ある市政の運営が可能になると考えます。

市長をはじめ執行部の皆様にも、ぜひともこのことを共有していただき、市政を進めていただきたいと申し上げ、私の一般質問を終わります。執行部の皆様、ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で12番出澤 大議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時25分といたします。

午前11時16分休憩

午前11時25分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、5番池辺己実夫議員。

〔5番池辺己実夫議員登壇〕

○5番 池辺己実夫 議員 改めまして、おはようございます。

今期、無所属で活動しております池辺己実夫です。

それでは、通告に従いまして一般質問を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

皆さんも御承知のとおり、本年10月、石破首相は衆議院を解散し、衆議院選挙が実施されました。結果は皆さんも御承知のとおり、自由民主党・公明党の連立与党が、大幅に議席を減らし、野党である立憲民主党、国民民主党が大きく議席を伸ばす結果となりました。

この結果の背景には、自民党所属議員の政治資金の不記載、いわゆる裏金問題が大きく影響したことは言うまでもありません。このような問題を引き起こした自民党が議席を減らしたことは、致し方ないと私も思っておりますが、その一方で、選挙中、この裏金問題に関するメディアの取り上げ方については、裏金問題に関わった議員を、やり玉に上げるとでも言いましょうか、殊さらに強調したメディアの取り上げ方によって、国民の投票行動に作用したのは、まずかったなと思ったのは私だけではないと思います。メディアの印象操作を想起させる状況に、本当に疑問を感じました。

そして、先月の兵庫県知事の出直し選挙におけるメディアの対応についても、再当選をされた知事に対するデマや、うそのような情報を裏も取らずに、垂れ流した結果、もう一方の当事者から、その情報が改めてうそだった告発がSNS上で拡散されるなど、メディアの存在価値までが否定されかねない状況を招いています。

私が何を言いたいのかと言えば、情報の言い方、伝達によっては、本当の姿や思いが伝わらず、情報の受け手側が正しい判断をできない状況をつくり出す可能性があるということです。市は市民に対して様々な情報を提供しているわけですが、一体どこに正確な情報の発信をするのが必要なのか。また、市民が判断できる情報を、適切に提供できるという点においては、常に注意して行政活動を点検していく必要があるのではないかと改めて感じています。

なぜ、このようなお話をするかといいますと、私は、前回令和6年第3回定例会の一般質問で取り上げた牛久市の学校教育方針の変更の質問は、10年以上続けられた学び合いをやめるという重要な方針変更であると思われるものの、変更に至ったプロセスや、なぜ方針変更が必要なのかといった情報がほとんど提供されない中で、結論だけが唐突に知らされたという、そういう思いが否めない、そのような感想を持ったことを、私の中で端を発して質問をした次第です。

教育委員会の議事録も拝見させていただきましたが、方針変更については、議案としては上程されているものの、その議案に関する教育委員会のやり取りは、一切載っていませんでした。このような重要なやり取りが公表されていないのはなぜなのでしょう。

私が、方針変更に異議を唱えるかのように感じているかもしれませんが、私は誤解がないように再度申し上げますが、教育、学校教育方針を決定するのは教育委員会の権限であり、市政を牽引する市長の意見を取り入れた方針を決定することに対しても、私は当然のことと理解しています。

私が問題と考えているのは、方針変更のような重要な事項が、どのように決定されたのが、十分に伝わっていないという現状を踏まえてのことです。だからこそ、方針変更の判断を決断した根拠や理由を、当事者である児童や生徒やその保護者、また学校運営協議会のメンバーとして、学校運営を支援してくださっている方々には、数値等、客観的な事実を使った説明があってしかるべきではないのかなという思いがあり、質問をした次第です。

前回の質問では、牛久市の教育に対する沼田市長の率直な考えについても、思いがけず直接お聞きすることになり、私自身が大変混乱してしまいましたので、私のこの思いをあえて今回の質問の冒頭に述べさせていただきました。

それでは、今回の質問に入らせていただきます。

初めに、ポスト学び合いについてです。

まず1つ目として、ポスト学び合いとして、目指す牛久市の学校教育方針について伺います。

前回の質問でもある教育方針の変更の必要性に対し、教育長は、授業改善の方向性として、学習指導要領にあります主体的・対話的で深い学びを推進するために、1つの形でやるのではなく、学習内容や児童生徒の実態に合わせて、担当教師の裁量で学習形態を変えることができるようにしましたと答弁されました。

これまで牛久市の学校教育においても、この主体的・対話的で深い学びを推進する手法として、学び合いによる事業手法を採用していたと私は理解しておりますが、いわゆる学び合いの授業手法と違う教育長が答弁された1つの形でやるのではなく、学習内容や児童生徒の実態に合わせて、

担当教師の裁量で、学習形態を変えることのできるという授業手法とは、どのような授業なのでしょうか。新たな授業方法について、できるだけ具体的に、私のような者でも分かりやすくお示ししていただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が求められております。

市教育委員会といたしましても、主体的・対話的で深い学びのアップデートを掲げ、全国学力・学習状況調査や県学力診断テストの結果や分析等を含めた授業改善について、校長会、教頭会、教務主任会や各種学校訪問で指導しているところであります。

これからの社会を担う子供たちに身につけさせる資質・能力の育成については、当然のことながら1時間の授業の質を高めることが必須であります。資質・能力とは、各教科における知識・技能の習得だけではなく、その知識や技能を活用する力、課題を発見し解決する力、課題に対する考え方、他人と協働する力など様々であることを御理解いただければと思います。

具体的な授業改善の内容としましては、1時間の授業の狙いを明確にした学習課題の提示、子供自身、何が分かって、何が分からないのかを確認したり、学習の見通しを持つため、個別に考える時間、課題解決の活動、もちろん課題解決の活動には、これまで牛久市で取り組んできたペアやグループによる協働的な学習もあり、友達の意見を聞いて考えたり、話し合うことで自分の考えを深めたりすることもあります。学習の終末では、学習内容を定着させるためのまとめ、自分で何を学んだのか、何ができるようになったのかなどを確認する振り返りです。

こういった授業の中で、教師の指示・説明事項を聞かせるためにはどのような形態がよいか、友達の話の聞いたり話し合ったりして、自分の気づきや考えを深めるためには、どのような学習形態が効果的なのか、探究的に学ばせるにはどういった学習形態が適しているかと、授業者が学習形態を自由に選択できるようにしました。また、ICTを効果的に活用し、個別最適な学びや協働的な学びにつなげていくことも授業改善には含まれております。

牛久市では、昨年度まで、話し合いに特化した授業スタイルであったため、学習指導要領が示す子供たちが身につけるべき資質・能力の育成のためには不十分であったところもありました。そこで、今年度からは、先ほど述べた活動や取組が、これまでの授業スタイルに付加されたと御理解いただければと思います。

これらのことを1時間の授業の中にしっかりと組み込んでいくことで、子供たちの資質・能力を育成する授業改善を行ってまいります。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 ただいま教育長の答弁から、主体的・対話的で深い学びをやめるのではなく、それを実践しながら、さらにアップデートをしていく、そのような形で直接伺ったので、私としても理解ができて安心しました。引き続き牛久の子供たちの学びが一層進むよう、教育長を中心とした教育委員会の皆様に尽力していただけるよう、心からお願い申し上げ、2問目の質問に入りたいと思います。

次に、2問目として、新たな学校教育方針の発信について伺います。

私は、冒頭にも申し上げましたように、情報は、正確かつ適切に発信しなければ理解されなかったり、逆に下手をすると誤解や反発を生みかねません。事実、前回の質問を学校教育方針の変更の件に対して、私の下に何人もの方々から、なぜ教育方針が変更になったのか、訳が分からない、説明が不十分、もっと詳しく質問してほしいといった言葉が届けられております。

この学校教育方針の変更は、今年度を移行期間として、来年度から本格実施されるとされております。本格実施に向けては、保護者や学校運営をサポートされる方々など、関係者に対して、先ほど私に答弁をいただいたような、これまでの手法にはどんな問題や課題があり、手法を変えることで、なぜこれまでの問題や課題が解消できるのか。また、その結果どのような効果が期待できるのかといった、そういった点について具体的な授業方法を示したり、情報の発信をしっかりと行う必要があると考えます。

本格実施まで残された時間はあと3か月ちょっとしかありません。残された期間でどのような情報発信を行い、保護者や学校運営をサポートしていただいている皆様の理解を得ようとしているのか。教育委員会の対応についてお聞かせください。

もうちょっとすみません。

ところで、これまで学び合いからアップデートされた授業方法を実践することになる教員の負担は大きいものと思われます。新たな授業方法の取組に対し、不安を抱かれている教員も少なからずいるのではないのでしょうか。

今年度移行期間と位置づけた中で、方針変更に伴う教員への指導はどうしているのでしょうか。また、教員の理解は十分に得られているのでしょうか。方針変更に対する教員の反応、また思いや考えをどのように把握しているのか。把握した内容に対して、教育委員会としてどのような指導を行うのかについても、併せてお伺いしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 先ほども触れたように、今年度、牛久市学校教育指導方針の中で授業を見直し、学習指導要領にのっとった授業改善を各学校にお願いしました。市民の方々や児童生徒の保護者に向けては、牛久市学校教育指導方針の変更について、牛久市のホームページで発信いたしました。

先ほどの答弁でもお答えしましたが、学校教育において全てをリニューアルするのではなく、これまでの取組をアップデートするという狙いで見直しました。しかしながら、学校訪問をさせていただくと、そのことについて正確に伝わっていない部分もあり、前向き・一斉授業が必須と捉えていたり、ペア、グループによる活動を削減すると捉えていたという先生も一部にはございました。

そのため、日々児童生徒の目の前に立ち、指導に当たる先生方に誤解が生じないように、校長会等の会議や学校訪問で教育委員会から指導を続けております。特に授業改善に向けた計画訪問の全体会では、牛久市が目指す授業改善について、再度確認したところであります。さらに計画訪問後、授業がどう変わったかを確認するために、指導主事が学校訪問を重ね、指導を継続して

います。その中で、管理職や授業者の話を丁寧に伺い、見直した箇所についての指導を進めているところです。

今年度は移行期間ということで、来年度本格実施に向けて、先生方の不安や迷いがなくなるよう、今後も指導・支援に努めてまいります。

一方で、先生方からは、柔軟に学習形態を選択することができ、子供たちの表情を確認しながら授業が進められる、これまで制限されていた教師の話や説明もしっかりと行うことができるという声もいただいております。授業におけるICTの活用率については、児童生徒は約3倍から4倍、先生方の活用率は約2.5倍へ向上しており、不登校の児童生徒数については、昨年度の同じ時期と比べ、2割の減少となっております。また同様に、いじめの認知件数についても、昨年度の同じ時期と比較すると2割の減少となっております。

保護者の皆様の学校教育指導方針についての確かな理解のために、各学校において授業参観やホームページ、学校だよりにおける発信や学校運営協議会の方々等、学校関係者への丁寧な説明を重ねていくことを指導しております。また、教育委員会としてもホームページ等で発信し、市民の方々の理解が深まるよう努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 答弁ありがとうございました。

今、成果についていろいろ伺ったんですが、それは本当に素晴らしいと思うんですが、やはり前の部分を出ている部分もあると思うんで、あと1年とか2年とか見ないと、その結果というのは、私はちょっとついてこないのかなと正直思うところがありました。

しかし、今回私が2つの質問を通して、ポスト学び合いとして牛久市の教育方針がどのように変更されているのかについて、ようやく理解を深めることができたと本当に感じています。教育長から直接御説明いただいたことで、理解を深めることができました。できることならば、私と同じような思いを持っている保護者や学校サポーターをしてくださる市民の皆様に対しても、何がどのように変更になるのか、また、どうして変更が必要になったのか、そういったことについて十分な説明があればよかったのかなと思っています。

説明が不足していたことで、不必要に不安を抱かせたり、誤解を招くことになったのではないのでしょうか。今後とも丁寧な説明や、適切かつ十分な量の情報提供をお願いしたいと思います。そして、授業者である先生方への対応はどうだったのでしょうか。これまでの学び合いでは、授業の質を高めるために、年に数回、外部から専門の先生をお呼びして、授業の評価をしてもらったり、アドバイスをしていただいていたと承知をしています。しかし、前回私の質問では、教育長は、それらの活動が教員の負担になっているとの答弁もされておりました。

一方で、それらの活動は、人に残らず質の高い学びを保障するという目標を上げ、児童生徒の学習意欲を高め、学力のあまり高くない子供にも、少しでも学力が高くなるように、学力が高い子供はさらに理解を深め、より高い学力が身につけられるようにという思いの中で、進めてこられたものと思料しております。

先生方も、日々努力を重ねる中で、年に数回のチャンスを生かして、自分の教育の悩みを専門

の先生に相談できていたことと、特に牛久の学校の担任をしたばかりの先生や、新人の先生などにとっては、大変貴重で有意義な時間であったとも、私は直接伺っています。

教育委員会におかれましては、主体的・対話的で深い学びのアップデートを進める中で、先生方の負担を少しでも軽くし、不安や迷いがない状態で、子供たちとしっかり向き合っていけるよう、引き続き指導、支援をお願いするとともに、子供たちの学力向上に向け、全ての教職員が努力していただくことを願って、次の質問に入りたいと思います。

続きまして、大きな2つ目の質問、教育関連相談電話「かっぱコール」について伺います。

この質問については、本当に先ほど同僚議員が、同じ内容の質問をされましたので、質問がかぶらないよう、若干質問内容を変えて質問をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

この事業について、私は、教育長の任期時期の関係から、当初予算ではなく、6月補正での対応になったと推察しております。3月定例会で議決された令和6年度予算の執行が始まって本当に間もない6月に、補正予算を計上してまでも実施しなければならないほど、緊急性があったということだと思いますし、かっぱコールを運用する以前には、このような相談体制が構築されておらず、保護者等から、このような相談体制の構築要請があったと理解しております。

いずれにいたしましても、補正予算が決議され、既に相談体制が開始されておりますので、この事業が十分な効果を発揮することを期待して、この質問をしていきたいと思っております。

まず、利用状況についてですが、利用状況と相談内容については、本当に先ほど同僚議員が質問されましたので、私の質問としては、どのくらいの利用数を想定してこの事業を始められたのか、この1点のみをお聞きしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 初年度にどれくらいの電話があるか、具体的な数字の想定はしておりませんでした。昨年度、教育委員会指導課が直接電話や面会等に対応したもの、この中には学校から引き継いで対応したものも含まれますが、その数は延べ300件以上になっておりました。そのため、教育関連相談電話の必要性を感じたところです。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 具体的な数字は想定していなかったが、昨年度約300件以上という答弁から、ある程度の利用がなされていたことは分かりました。この結果について、教育委員会では、この現状をどのように評価、考察しているのかを、お聞かせいただきたいと思います。

3か月ですか、始まって、で77件、300を12で割ればちょうどいいぐらいの数字なのかなと思いますので、この利用状況のこれから利用しやすくしたり、さらに、その質を高めるなど、教育委員会として運用方法を、これからいろいろ考えていることがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 吉田充生教育委員会次長。

○吉田充生 教育委員会次長兼教育総務課長 教育関連相談受付電話ですので、保護者の皆様が、

いじめや不登校をはじめとする多様な教育関連の問題について、長い間、思い悩むことなく、御相談いただき、なるべく早期に解決することを狙いとしております。

相談者の方からも、相談受付電話ができて、今まで話すのを諦めていたことも話せてスッキリしました、学校以外に話せる場があって、気持ちの整理ができましたなど、肯定的な感想をいただいております。

相談員は、相談者の思いをしっかりと伺うことをし、その後教育支援課で相談内容を検討し、基本的には、学校にフィードバックして対応いたしますが、必要に応じて指導主事が面談に同席したり、解決のために教育委員会がアドバイスすることもございます。

3か月という短い期間ではありますが、お電話をいただいたものについては、大分具体的な対応ができております。その点については、相談者から感謝の言葉をいただいております。もちろん継続的に対応しなければならない案件もございますが、これからも保護者の安心のため、そして、児童生徒の安心や健やかな成長に結びつけていきたいと考えております。

今後については、教育関連相談受付電話・かっぱコールのさらなる周知をしてまいります。また、御相談いただいた御意見の傾向を分析し、未然防止への対応をしていくと同時に、多くの方々に、かっぱコールにお電話いただけますよう努力を続けてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 池辺己実夫議員。

○5番 池辺己実夫 議員 私は、今定例会では、ポスト学び合い、また、かっぱコールについて質問させていただきました。教育委員会の率直な意見を直接聞けて本当によかったです。教育委員会におかれましては、引き続き教育長を中心として、牛久市の子供たちの多くのことを学べるよう、主体的・対話的で深い学びのアップデートを着実に進めていただくことをお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で5番池辺己実夫議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時10分といたします。

午前11時59分休憩

午後 1時10分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、10番大森和夫議員。

〔10番大森和夫議員登壇〕

○10番 大森和夫 議員 皆さん、こんにちは。会派日本共産党、大森和夫です。よろしくお願いいたします。

通告手順に従って、一問一答方式で行います。

まず、最初の1番として、国民健康保険税について伺います。

まず第1に、均等割と所得割についてです。

国民健康保険税の所得割は、所得があった者にかかる。均等割は所得がなくてもかかる。赤ちゃんから収入がない人、全てにかかる。収入がない家族、収入がない家族が多いと、また子供が多いと負担額が増える。子育て支援に逆行するのが均等割の保険税だと思います。

未就学児には、国の制度として均等割の2分の1が減額され、さらに牛久市独自では18歳以下まで2分の1減額をしている。こういう状況では一定の配慮はされているという認識ですが、まだまだ負担感は重いと思われます。

また、この間、保険税の算定方式が変更になり、資産割がなくなりました。計算方法の変更の経過と市民の反応、問合せなどどうだったかについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史郎保健福祉部次長。

○宮本史郎 保健福祉部次長兼医療年金課長 国保税の賦課方式につきましては、令和4年度から、それまでの所得割、資産割、均等割及び平等割の4方式から、所得割及び均等割の2方式へ変更いたしました。これは、茨城県国民健康保険運営指針に基づき、県内全44市町村の賦課方式を統一することになったためです。

あわせて、税率改正も行っておりますが、急激な負担増とならないよう配慮するとともに、先ほど御質問にもございましたが、未就学児の均等割につきましては国の制度として、18歳以下の方の均等割につきましては市独自の制度として、それぞれ2分の1にする措置も行いました。

こういった改正を行った際のお問合せなどにつきましては、保険税が上がった方が理由を尋ねるものや、均等割が2分の1になった方が感謝を伝えてくださるものが、僅かにあった程度で、ほぼなかったというのが実情でございます。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 2番目に、均等割の免除について伺います。

均等割は、国民健康保険加入者全員に賦課され、先ほど申したとおり、生まれた赤ちゃんから収入のない加入者全員に課税されます。先ほどの質問と答弁にあったように、未就学児には、国の制度として、均等割の2分の1が減額され、牛久市独自で18歳以下まで2分の1減額をしている状況です。一定配慮されていると認識しております。

一方で、サラリーマンなど、会社員などが加入する社会保険は、扶養の子供や家族には一定所得制限はありますが、ほぼ保険料がかかりません。雇用主の負担の保険分もございますが、国民健康保険になると高額になると受け止める市民が多いのではないのでしょうか。

国と牛久市の制度で、先ほどのとおり18歳以下まで2分の1減額されてはいますが、全額免除が子育て支援ファーストの施策でありますし、県内自治体でも18歳以下は全額免除の実施を始めている自治体も出ております。ぜひ全額免除を実施して、子育て支援ファーストの牛久市を実現してほしいです。この点についての見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史郎保健福祉部次長。

○宮本史郎 保健福祉部次長兼医療年金課長 均等割につきましては、2分の1の減額ではなく、全額免除はできないかとの御質問ですが、こちらにつきましては、本年第2回定例会の一般質問でもお答え申し上げましたとおり、子育て世帯以外の方々との公平性や他事業との優先順位に加

えまして、給食費無償化や、今定例会で条例改正を御審議いただきます医療費の自己負担分の免除など、他に子育て支援に関する事業を様々に実施していることを踏まえたと、現時点では実現困難であると考えますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 全額免除は難しいという答弁いただきました。

ただ、茨城県でも全国的にも全額免除の自治体が出ておりますので、さらなる実施の検討をお願いいたします。

3番目としまして、標準世帯の保険料水準と、限度額の在り方について伺います。

生計主と扶養家族が妻とお子さん2人の場合、保険税は幾らぐらいになるのか。最高限度額が現在106万円だと思われませんが、先ほどの標準世帯で、給与収入や所得では幾らになるのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史郎保健福祉部次長。

○宮本史郎 保健福祉部次長兼医療年金課長 まず、世帯の想定を4人家族、40代夫婦、夫は給与収入、妻は無収入または扶養の範囲内、子供が小中学生各1人といたします。

その上で、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれが限度額まで課税されますのは、収入では1,556万7,000円、所得では1,346万6,970円となります。その場合の課税額は106万円でありまして、内訳は、医療給付費分の均等割が5万8,800円、所得割が59万1,200円、後期高齢者支援金分の均等割が3万2,100円、所得割が20万7,900円、介護納付金分の均等割が2万3,000円、所得割が14万7,000円となっております。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 ありがとうございます。

答弁いただいたお答えによりますと、最高限度額になるには、給与収入で1,556万7,000円と、所得で言いますと1,346万6,970円が限度額106万円となる答弁をいただきました。

言い方を変えますと、逆にその金額以上の方は、給与収入や所得が仮に2,000万、3,000万と超える方に対しては、最高限度額106万円以上は上がらないということになりますから、逆に高額所得者ほど所得に対する保険税の割合が低くなるということになるかと思えます。

最高限度額につきましては、国や県などで金額を決めるところがあるため、なかなか牛久市独自の判断は難しいと思いますが、高額所得者の保険税の負担が低いという、所得に対する不平等が発生しております。国や県の方向性、動向もありますが、所得に対する保険税の平等の負担割合を要望します。今後の関係機関との調整や意見交換での調整をお願いしたいと思います。

次に、高齢者の市役所への各種申請について伺います。1番として、要介護や外出困難者などのサポートについて伺います。

寝たきりなどの外出困難者が介護申請や市役所の行政サービスを受けるために、現状どのようなサポートをしているのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 牛久市では、高齢者の総合相談支援窓口として、地域包括支援センターを市内に２か所設置しています。日常生活に関する不安や、介護保険サービスに関する事など、様々な相談を受けています。

外出が困難などの理由で、直接窓口での相談が難しい方に対しては、地域包括支援センターの職員が直接訪問し、その方の生活環境を確認しながら、対応しています。また、民生委員や地域の方、遠方の親族からの相談や情報提供が市にあった場合においても、速やかに地域包括支援センターにつなげ、相談体制を確保しております。

地域包括支援センター業務の一つとして、本人、家族に代わって、要介護認定の申請を希望される場合には、申請書の提出を代行することも行っております。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○１０番 大森和夫 議員 ありがとうございます。

申請困難な市民の方にそういったサポートをしている実態がうかがえました。

次に、入院や入所の保証人、保証金サポートの状況について伺います。

実際、高齢者や要介護認定などの方が施設に入所する場合、入院する場合に入院ができない、施設のほうでも保証人や保証金がないと収容しないというところが出ていることもいろいろ聞いております。そのため、この施設入所、入院のために、保証人、保証金サポートの状況がないと困ると訴える高齢者からの相談も増えております。こういう制度についての市の現在の検討状況について伺います。

○諸橋太一郎 議長 渡辺恭子保健福祉部長。

○渡辺恭子 保健福祉部長 国立社会保障・人口問題研究所による日本の世帯数の将来推計によりますと、６５歳以上人口における独り暮らしの割合は、２０２０年の２０．５％から２０５０年には２７．９％へ上昇するとされています。独り暮らしの割合が増える中、身元の保証を含め、権利擁護の重要性がますます高まってくると認識しております。

医療、介護の現場での身元保証について、現場への聞き取りにより明らかになっていることは、病院において保証人のない患者の受入れに関しては、治療が最優先であり、必須ではないこと。医療の必要性があれば受け入れ、一旦は必要な治療を行った後に市役所や包括と相談するということでした。一方で、特別養護老人ホームにおいては、保証人がいない場合は、基本的には受け入れていないこととなっております。

これらの現状を含め、国は、今年度、身寄りのいない独り暮らし高齢者の様々な日常生活上の困り事支援や、身元保証を代替する支援や、死後対応について、全国９つの市町でモデル事業を行っております。

市といたしましても、モデル事業の内容に注目し、既存の制度を活用しながら、国における新制度創設の動向を注視してまいります。また、アドバンスケアプランニング、いわゆる人生会議を浸透させる取組が茨城県第８次保健医療計画に位置づけられたところですが、今年１１月に県と協力して、ケアマネジャーに対して講演会を実施いたしました。

引き続き回数を重ね、本人の意思決定を明確に残し、示していくことを市民生活に浸透させられるよう努めてまいります。

さらに、成年後見制度を担う中核機関においても、身元保証を担う事業者を含めた権利擁護に関連する情報を提供できる体制を構築予定です。これらの本人の意思決定に関連する様々なアプローチによって御自身の将来への不安を安心に変えていけるよう、引き続き関係機関と連携しながら努めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 今回の答弁で明らかになりましたけれども、高齢者や要介護認定者の方の不安は増加する傾向だと思われます。

全国的には、社会福祉協議会が財産管理を始めたり、それを基に、保証人、保証金をセットで検討を開始したりという情報も始まっているかと思われます。

なかなか早期実現も厳しいかと思いますが、いろいろ検討を重ねながら、早期実現のお願いをいたします。

次に、3番としまして外出困難な歩行がままならない高齢者のごみ出しサポートに関しまして、その要件の緩和について伺います。

牛久市に高齢者が外出困難、歩行がままならない状況でも、牛久市内に家族がいて、このサポート制度が使えない。逆に自治会のサポートメンバーも少ない中では、なかなか高齢者の援助ができていないという状況があるかと思います。現状で、牛久市においてこういったごみ出しのサポートの現況について伺います。

○諸橋太一郎 議長 岩瀬義幸環境経済部次長。

○岩瀬義幸 環境経済部次長兼廃棄物対策課長 市では、ごみが出せない高齢者や障害者などを支援し、ごみの適正処理と福祉の増進に寄与することを目的として、家庭ごみのふれあい訪問収集を実施しており、令和6年10月末日現在で51世帯の方に御利用をいただいております。利用要件につきましては、要介護認定区分や障害等級等により一律に判断しておらず、対象者の状況を総合的に判断し、必要とする方にサービスが提供できるよう努めております。

市内に親族がいる場合、原則として対象としておりませんが、この点につきましても画一的に判断するのではなく、個別の事情を酌み取り、親族の協力が得られないと認められる場合には、対象者としてサービスを御利用していただいております。

具体的には、親族であっても関係性が希薄であり協力が得られない場合や、親族も心身が不自由である場合、住民票が牛久市にあっても仕事の都合で遠方に住んでいる場合などが挙げられます。

仕事、介護、子育てなど様々なケースについても、状況の把握を行い、真に訪問収集が必要な方に提供できるよう検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 ありがとうございます。

現在の答弁で、きめ細やかな対応をしているという状況がうかがわれました。ただ一方では、

自治会の方に伺いますと、やはり牛久市内に家族がいるだけで駄目だという認識を捉えているかと思われます。

細部まではちょっと話になりませんでしたけれども、そういう状況で、自治会内で協力して、家族がいると駄目だという認識も広まってしまっている状況かと思われます。今後また増えていく状況かと思いますので、広く市民に対して、まだまだ十分に情報が行き渡ってない。知らない状況であると思われますので、今後も市民に向けたPR、周知の徹底を、自治会やシニアクラブ等々を通じて発信をお願いしたいと思います。

次に、大きな3番として、廃棄物対策について伺います。

現在の牛久市の資源のリサイクル、資源回収の現状について伺います。

○諸橋太一郎 議長 岩瀬義幸環境経済部次長。

○岩瀬義幸 環境経済部次長兼廃棄物対策課長 牛久市の家庭から出るごみ及び資源物の集積所収集は、A地区、B地区の2地区に分け、燃えるごみは週2回、資源物、燃えないごみ及び白色トレー、白色発泡スチロールは、週1回の収集を実施しております。

また、行政区や子供会、シニアクラブなど各種団体でも資源物回収を行っており、それぞれの回収計画に従い収集を実施しております。

燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみの家庭系ごみ量は、令和3年度が1万8,537トン、令和4年度が1万8,193トン、令和5年度が1万7,405トンとなっております。また、白色トレー・白色発泡スチロールを含めた家庭系の資源物量は、令和3年度3,287トン、令和4年度3,108トン、令和5年度は2,885トンとなっており、ごみ量と同様に減少傾向という状況です。

資源物回収量が減っている要因といたしまして、スマートフォンなどの電子媒体の普及により、新聞、雑誌などの販売部数が減少していることが要因の一つであると推定されます。しかし、可燃ごみの中には資源物である紙類、ペットボトルなどの資源が含まれており、分別を徹底することでごみ量を減らし、資源を増やすことは可能であります。

市では、分別方法を記したリーフレットを毎年全戸配布し、分別の徹底を図るとともに、かっぱ祭りやエコフェスタでブース等を出展し、啓発活動を実施しております。

ごみ・資源物の分け方、出し方は、市民一人一人の意識づけが大切になります。今後も継続して分別の徹底を呼びかけてまいります。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 現在の答弁で、牛久市の資源回収の状況を理解いたしました。今後ともリサイクルの徹底、資源回収、ごみの分別の周知、イベントでの実施など、さらなる努力をお願いいたします。

2番目としまして、プラスチック対策、廃油、エコキャップなどの再資源化について伺います。

廃油回収、エコキャップの回収、場所や回数が増えているという状況は十分理解しておりますが、まだまだ廃油回収においては、毎月定期化されていないとか、そういう状況もありますので、そういう状況で現在の回収状況について伺います。

○諸橋太一郎 議長 岩瀬義幸環境経済部次長。

○岩瀬義幸 環境経済部次長兼廃棄物対策課長 廃油回収につきましては、回収ボックスを市役所の公共施設やスーパーマーケットに合計13か所設置しているほか、各小学校、保育園、回収を希望する36か所の行政区へ希望回数に応じ回収を行っております。

また、近隣市町村の給食センターからも回収し、給湯の代替燃料としてBDF（バイオディーゼル燃料）を製造し、二酸化炭素の削減に努めております。今後は、廃油回収量の増加に向け、検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 さらなる回収の場所の増加、店舗での回収の拡充など必要だと思われます。近年の地球温暖化による気象変動、線状降水帯や世界的な大洪水とか、大分地球が異常気象に見舞われております。災害も発生しております。そういう点では、地球的規模での排出ガス削減が急務となっている状況だと思われます。

牛久市においても、ゼロエミッション計画を実施して、2050年に目標達成というところで、計画を推進してまいりますが、世界での環境会議でも、なかなか目標値の早期実現が進まない状況であります。そういう点では、なかなか厳しい状況であります。牛久市として、この2050年のゼロエミッション計画の前倒しが、早期に検討して、早期実現が求められている世界的な状況かと思われます。こういった状況での牛久市の考えを伺います。

○諸橋太一郎 議長 岩瀬義幸環境経済部次長。

○岩瀬義幸 環境経済部次長兼廃棄物対策課長 廃棄物の減量は、温室効果ガスの削減に大きく関わることとなりますので、ごみの削減や資源化、バイオマスなどの取組を引き続き続けてまいりたいと考えてございます。計画につきましては、見直しをしながら現状を見極めて、脱炭素社会に向けて検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 続いて、大きな4番として、私有地のごみや異臭問題について伺います。

1番として現在のごみ屋敷対策、ごみ屋敷から発生する異臭、ハエの発生など、近隣市民が大変困っている状況で、相談や苦情も議員のところまで届いている状況です。個人の私有地の問題、個人のごみ意識の問題、法律、条例のない問題等々あるかと思いますが、現在の牛久市の対応状況について伺います。

○諸橋太一郎 議長 岩瀬義幸環境経済部次長。

○岩瀬義幸 環境経済部次長兼廃棄物対策課長 ごみと思われても仕方のないようなものの堆積が著しい住宅については、現在、市で把握しているものだけでも3件ございます。そのうち1件につきましては、自宅の庭全体に堆積物が積み上げられており、これまでに何回も御近所の方などから相談が寄せられ、過去にも市議会において御質問をいただいているところです。

市は、職員が何度も現地を訪れ、その中で、住宅の所有者と直接お会いすることができ、注意

を促しております。敷地から隣接する住宅には、はみ出した樹木などは注意して、一部対応されたものもあります。また、牛久警察署と連携し、警察署員と共に本人と話をし片づけるよう促しております。

しかし、本人にとっては、残置物はごみではなく、財産であり、そのように主張されるため、市としましては、それ以上の対策はできない状況でございます。

一方、土地の所有者がごみとして認識している場合は、ごみ収集運搬許可業者の紹介、分別方法などをアドバイスさせていただき、周辺住民を含め、快適な生活が送れるように努めさせていただきます。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 答弁の中で、各苦情者に対して細かい指導や対応をしているという状況がうかがえました。

ごみの認識等々の問題もございしますが、本当に市民は、臭いやハエで困っているという状況がございます。今後、当事者や苦情者、行政の3者会談で、より一層限界を超えた場合の規制も難しいですが、市が行政排除するケースも、今後発生するかもしれません。そういう点では、今後そういった場合の原因者への実費請求するやり方などについての対応ができるかどうかについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 岩瀬義幸環境経済部次長。

○岩瀬義幸 環境経済部次長兼廃棄物対策課長 物の堆積や放置によって周辺住民の生活を不良にするような土地や住居に関しては、堆積物が一般的に見てごみと思われるものであっても、所有者にとっては大切なものであるように認識が分かれるところです。一方的に指導命令することが難しいケースが多くあります。

指導命令が難しい状況で、市が本人に代わって行政代執行で強制的に堆積物を撤去することは、さらに難しいと考えられます。市で条例を制定し、行政代執行や原因者の費用負担について規定すれば、実費を請求することが可能となりますが、前述のようなことから、制定には慎重とならざるを得ないのが現状でございます。

このような問題を抱えた先進自治体では、条例を制定し、その中で助言、指導、勧告、命令、代執行の手続を規定し運用しておりますが、なかなか解決には至らず、効果が得られていないのが現状とのことから、本市としては慎重に判断をしていかなければならないと考えてございます。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 3番目としまして、先ほど来から回答もいただいておりますが、私有地の悪臭、ごみ、害虫の強力なところでの難しい行政指導、一方で先進自治体では要綱を制定して取り組んでいるけれども、なかなか解決には向かないという実態も理解はしております。

ただ、解決に至らなくても、ある程度のそういった条例要綱があれば、市民に対する一定の自制心と圧力というか、プレッシャーになって自主的な回収の意識の向上を期待できるかもしれません。そういう点での条例要綱の制定の必要性について、さらに市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 岩瀬義幸環境経済部次長。

○岩瀬義幸 環境経済部次長兼廃棄物対策課長 私有地への物の堆積や放置による悪臭、害虫の発生などは、周辺住民にとって平穏な生活を脅かす迷惑な事象です。このような案件に対して、法的根拠に基づき行政指導を行おうと考えた場合、まず悪臭に関しての規制を定めた悪臭防止法は、工場、事業所を対象としたものであり、害虫についても、樹木の病気の原因となる森林等の病害虫については駆除命令ができる法的根拠がありますが、いずれも住宅地での生活苦情の解決にそぐわないため、市としまして相談を受けた場合は、現地の状況を確認した後、所有者に状況を伝え、改善をお願いしているのが現状でございます。

このように、現在、私有地への物の堆積に対する法律がない中で、罰則を設けるような市独自の条例の制定については、慎重とならざるを得ないのが現状です。今後も現場の監視と近隣住民の相談への対応を続けるとともに、効果的な条例等の制定についても、引き続き調査研究してまいります。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 現在の答弁で、なかなか厳しい状況と今後の調査研究について答弁いただきました。さらに努力をお願いしたいと思います。

最後の5番としまして、ふるさと納税について伺います。

市民のふるさと納税の寄附者が発生すると、居住地の自治体の税収が減って、寄附先の自治体に寄附金が拠出される。結果的に関係自治体で税金を取り合うシステムが問題となっております。現在牛久市でも、担当者の努力で大幅に寄附額が増加して、黒字化できたことは大変喜ばしいことです。

そこで伺います。ホームページにも寄附額等々載っておりますが、まず第1に、直近の寄附額について伺います。

○諸橋太一郎 議長 稲葉健一市長公室次長。

○稲葉健一 市長公室次長兼秘書課長 ふるさと牛久応援寄附における令和元年度から令和5年度までの寄附受入額について回答いたします。

令和元年度が5,592万円、令和2年度が6,308万7,000円、令和3年度が1億2,379万7,000円、令和4年度が5億532万2,000円、令和5年度が7億7,719万3,065円の寄附を受け入れております。

このように、寄附の受入額は年々増加しており、令和5年度の受入額は、令和元年度比で約13.9倍にまで伸びており、毎年最高額を更新しているところです。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 過去5年間で前年を上回り、大分増加している現状がうかがえました。

次に、まだまだ今年度の集計が難しいかと思いますが、10月に一定改正とかありましたけれども、今年度の実績の状況と前年度の比較について伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 ただいまの答弁にもありましたように、牛久市の寄附額はここ数年増加を続けております。令和２年度に専門部署が組織された際、ふるさと納税、県内１位の境町の取組を学ぼうと、牛久市の職員が境町の橋本町長に面会した際、当時県議会議員だった私も、この機に取次ぎ同席しておりました。

ポータルサイトの一元管理化や返礼品開発の仕組みを学んだことで、これまで２つだったポータルサイトが１７に増加し、１００品だった返礼品が８００品以上に増えたほか、寄附件数の増加に伴う事務処理の効率化など、牛久市の業務体制が大きく変化していく過程を私も現場で、立ち会った県議として、また市長に就任してからも様々な機会に担当職員と意見交換を行い、さらに多くの御寄附を頂くために、これから何ができるか、一緒に考えてまいりました。

報告によりますと、現時点での寄附受入額を前年度と比較しますと、今年度は１１月末日時点で約４億５，５０９万円の御寄附を頂いております。昨年の同日時点での寄附受入額が約４億３，５５３万円でしたので、前年比１０４．５％となっております。

昨年度は１０月からの制度改正に伴い、返礼割合が下がる前の９月に駆け込みによる大量の寄附申込みがなされたことから、９月だけで１億４，０００万円を超える御寄附を頂きました。このことから、前年度との比較をすることで、今年度の寄附額を予測することは困難ではありますが、９月を除いた全ての月で前年度を上回っておりますので、現在年末の需要の高まりに応えられるよう、担当者が返礼品を取り扱う事業者と綿密な打合せを行うなど、寄附の増加に向けて取り組んでいるところです。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○１０番 大森和夫 議員 今年度も昨年並みで増加傾向という実態が分かりました。

そこで、３番としまして、ポータルサイトも２つから１７に増えたというところでは、そういった経費も増えておるでしょうし、そういった経費の内訳と、返礼品では何が人気なのか、また、こういった１７サイトでは、いろいろ影響があるようであれば難しいかもしれませんが、どういうサイトが人気なのか、伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 稲葉健一市長公室次長。

○稲葉健一 市長公室次長兼秘書課長 初めに、令和５年度のふるさと納税に係る経費の内訳について御説明いたします。

返礼品の調達及び送付に係る費用が約２億５，７３７万円、寄附金を受け入れるための決済手数料が約４７８万円、ポータルサイトの利用料や業務委託等に係る費用が約１億２，５０７万円、返礼品に同封するお礼状やふるさと納税パンフレットの製作費が約１２万円ですので、寄附受入額７億７，７１９万円に対し、約５割となる３億８，７３５万円が経費としてかかっております。

当市におきましては、ふるさと納税受入額から経費を差し引き、さらに、市民が市外へふるさと納税をすることで生じる住民税の減収分を差し引いたとしても、令和４年度分から黒字に転じており、令和５年度の寄附に係る市民税の減収分が約２億７，３１３万円でしたので、令和５年度は約１億１，６７１万円の黒字となりました。

続いて、人気の高い返礼品につきましては、茨城県の共通返礼品である常陸牛が最も多く、牛

久産の農産物を使用した加工品のほか、市内で製造加工されているチーズケーキやウナギのかば焼き、市内工場で製造されている栄養ドリンク等も人気を集めております。

最後に、寄附受入額の多いポータルサイトにつきましては、さとふるが2億1,022万円で最も多く、楽天の2億554万円、ふるさとチョイスの1億4,074万円と続いております。現在17のポータルサイトを活用して寄附を受け付けておりますが、今後も受付窓口の拡大と同時に、寄附者のニーズやトレンドを分析しながら、返礼品の拡充に努めてまいります。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 ふるさと納税に対する返礼品、経費の内訳等々が詳しく分かりました。ありがとうございます。

やはり納税者にとっては、返礼品目当て、いろいろ寄附をするというところが大きいかと思います。今後とも継続的に持続できるように努力をお願いしたいと思います。

5番目としまして、ふるさと牛久広援寄附金、寄附者については寄附の際、こういったものに寄附金を使ってほしいかという選択事項が幾つか上げられると思います。そういう点で、寄附者がどういうところ、市政にお金を使ってほしいという要望が出ているかと思われまますので、その点で、24年度寄附金でどういうものに寄附者が寄附金を使ってほしい要望の内訳とか、順位が分かれば教えていただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 稲葉健一市長公室次長。

○稲葉健一 市長公室次長兼秘書課長 ふるさと納税は、寄附金の使い道を寄附者自身で選択することができ、牛久市では7つの事業からお選びいただいております。

令和5年度の寄附者が選択した使い道について、事業ごとの割合ですけれども、市長が定める事業が最も多く44.3%、健康づくり及び福祉に関する事業が18.8%、教育及び文化芸術に関する事業が16.4%、環境の保全に関する事業が8.5%、産業の振興に関する事業が5.5%、生活安全に関する事業は4.4%、都市基盤整備に関する事業は2.1%となっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 ふるさと納税の寄附者の寄附金の使い道の指定の意向について了解いたしました。

ホームページでは、活用状況でこういった事業に幾らつぎ込んでいるかというのは、5年度の実績でうかがい知ることができました。そういう点で、5番目としまして、ふるさと納税を生かした市民本位の市政の拡充について伺います。

市長が当選以来2期目を迎えて、市長公約、アップデート、ゼロ公約等々をうたっております。なかなか財政基盤が厳しいというところで、なかなか事業展開も難しいという判断ではございますが、やはりふるさと納税が増えている現状、全部が使えるというわけでは、認識はしていませんけれども、やはりそういった寄附者の意向を鑑みながら、ゼロ公約の実現、まだまだ懸案と

なっている小学校の学校給食費の無償化や、先ほど来言った健康保険税の均等割の無償化など、また１８歳以下の医療費の無償化、過去の議会でもお願いしている加齢性難聴の補聴器の助成事業など、取り組むべき課題はたくさん、多方面にわたっているかと思います。

そういう点で、こういったふるさと納税のお金を生かす。また前年度２３年度の決算では、前年度の財調基金が３０億５，８００万から約７億３，３００万増えて、前年度決算は財調基金が４２億９，１００万円と増加しております。全てを使うというわけではございませんが、こういった財政をうまく利用して、市長の施策、新規の事業、他の市町村がやったから後追いでやるのではなく、牛久市が第一に、そういった市民が要望するものを実施していくところに、有効的に活用していただきたいというのが市民の要望でありますし、新しく市長になった沼田市長への期待感としても表れていると思います。

こういう点で、ふるさと納税を生かした市民本位の市政拡充については、どう受け止めているか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 稲葉健一市長公室次長。

○稲葉健一 市長公室次長兼秘書課長 お答えいたします。

御質問いただきました様々な施策ですけれども、今年４月から給食費の無償化、また、今議会では医療費の未就学児の対象とした自己負担を全額助成するというような条例改正案を上程させていただいているところでありますけれども、このふるさと牛久応援寄附の受入額、御説明いたしましたように増加している一方ではございますけれども、寄附行為というのは寄附者がいらっしゃって、寄附者の自由意思で行われているため、年度に受入額に変動が生じる臨時的な歳入というところもございますので、今後、経常的に事業費負担が生じていくような、無償化の財源として、無償化の財源というようなものとしてふさわしいかどうかというのは、検討が必要と考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○１０番 大森和夫 議員 ふるさと納税が約７億７，０００万を超えて、今年度も同額規模で推移している状況、これも一定、保障されているものでありません。答弁いただいたように、経常的に必要な事業に使うという難しさもありますが、そこは担当者の努力で継続も期待できるというところと、財調の基金のところをうまく使って、新しい事業、施策に有効活用していただきたいと思います。

そういう点で、このような使い方については、すみません、通告等はありませんが、市長の考えはいかがでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 今、担当者がこの件についての答弁はいたしましたけれども、このふるさと納税を今後、繰り返しにはなってしまいますけれども、今、上程している未就学児の医療費の完全無償化に向けての議案上程しておりますけれども、あと中学校の今年度からやっている学校給食の無償化、これは安定財源じゃないと、やはり充てられない部分だと思っているんです。

このふるさと納税というのは、決して安定的なこの税収と言える部類の税ではございませんので、そういったことを踏まえたと、やはり学校給食の無償化とか、医療費の無償化という施策にはそぐわない税であると思っておりますので、今すぐこのふるさと納税で増収となった分を、そういった事業に充てるという判断自体が非常に難しいと思っております。

そういったことから、これは慎重に検討を進めていかななくてはならないものであるというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 大森和夫議員。

○10番 大森和夫 議員 不安定財源でなかなか展開が難しいという答弁は理解しました。今年度からは、小学校のエアコンの更新や、いろんな課題で、中学校の給食費の無償化が始まり、そういった未就学児の医療費の無償化も始まって、徐々にアップデートは、少しずつはできている印象はあるかと思いますが、何分、新市長に対する期待感も市民から多数寄せられておりますので、なかなか展開は厳しい状況ですが、そういう期待感に応えながら、さらなるアップデートを求めて、私の質問を終わります。

○諸橋太一郎 議長 以上で10番大森和夫議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時10分といたします。

午後2時 1分休憩

午後2時10分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、9番遠藤憲子議員。

〔9番遠藤憲子議員登壇〕

○9番 遠藤憲子 議員 皆様、こんにちは。

日本共産党の遠藤憲子でございます。

通告順に従いまして一般質問を行ってまいります。

今回は2項目についての質問を行います。

初めに、市民の生活環境の改善についてであります。

この質問は、11月9日に行われました市議会主催の意見交換会で参加者から出された生活環境改善についてのことでございます。行政区内で犬のブリーダーのような仕事をしている方に対する、ここに騒音と書いたんですけれども、犬の鳴き声、悪臭、し尿などの排せつ物処理が不十分な状態で発生、こういうようなことが地域の住民から訴えられました。

皆さん、その地域の方にとっては大変耐え難い状況が続いていると訴えております。市に何度も相談をしましたが、いまだ解決に至っていないということで、市の対応と考えるについてお尋ねをいたします。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 市内の行政区において、第一種動物取扱業の登録を経て犬のブリ

ーダーを営む方と御近所の住民とのトラブルが発生し、鳴き声や臭いなどの御相談が何度も寄せられております。

犬のブリーダーについては、県知事において第一種動物取扱業の登録を必要とするものの、ブリーダーそのものを営む場所の制限などはないため、建物等の建築が可能な場所であれば、住宅地の中でも開業できてしまう状況となっております。

市といたしましては、近接住民からの鳴き声や臭いの御相談に対して、何度となく現場の巡回を行っております。臭いに関しましては、夏場の時期に感じられましたので、ブリーダーの方とお話し、対策を講じていただきました。

鳴き声に関しましては、何度も現場を訪れてはおりますが、うるさいと言われている時間、それ以外の時間においても大きな鳴き声を現認できておりませんが、鳴き声に関する御近所からの御相談が寄せられていることを、ブリーダーの方に伝えてはおります。

これら御近所から寄せられた御相談などにつきましては、第一種動物取扱業の登録受付監督官庁である茨城県にも、その都度情報を伝え、現場の確認を要請しております。茨城県動物指導センターが現地に複数回訪問しておりますが、市と同様、現認できていない状況であります。

市といたしましては、今後も可能な限り当該現場を巡回し、観察を続けてまいりたいと思っております。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 今、部長のほうから答弁ございました。しかし、御近所からのクレームがあったときに、ブリーダーの方に伝えていたとの繰り返しお話しだということなのですが、クレームが寄せられているということは、まだ解決に至っていないということではないかと思えます。第一種の動物の取扱業は県の管轄であります。しかし、市としても可能な限り巡回観察を続けるだけのことで、住民が訴えております生活環境の改善にはならないんじゃないんでしょうか。もう少し市としてできることはないのか、再度お尋ねをいたします。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 住宅地におけるブリーダーの件につきましては、これまで寄せられた御相談内容について引き続き観察し、根気強く原因者へお話をさせていただくとともに、動物指導センターとも情報の共有や現場確認等を連携して行ってまいります。

引き続き、動物愛護に関する法令なども改めて確認しながら、少しでも解決に近づけるよう努めてまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 少しでも解決に向けてと言うんですが、現在でもこういうような問題が住民の方から寄せられているということは、市では何もできないのかという、市が、住民が訴えているこの生活環境の改善、それについてもっと市としてできないこと、できることがあるんじゃないかということも言っておりました。

そして、今後の問題のことに入ってくるんですけども、こういう状態が続いていて、この意見交換会の中では、この地域から転居も考えている、こういうような方の意見も出されています。

確かに私も調べました。県の迷惑防止条例、それから市の環境を守る育てる条例、それから市の動物愛護及び管轄に関する条例などについても、大変こういう問題についての対応自体が難しいということは重々承知しています。

しかし、今後、やはり何らかの対応をしないと、やっぱりこういう状況ですね、解決に向けたやっぱり市の姿勢というものが市民には見えていないということもあると思うんで、その辺では、もう少し詳しく市がどういうふうを考えていくのか、お尋ねをしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 現状では、議員おっしゃるとおり、市でもできること、できないことの整理をしながら、できる範囲で対応はしているところなんですけれども、解決に向けてこれといった策がない状況ではあります。今後は、法律の専門家である弁護士の方なんかとも、ちょっと相談しながら、法的な対策、市として何ができるかについて、検討してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 今回の生活環境への改善に関する件と同様な、生活環境の保全に関する案件につきまして、牛久市議会では、令和4年の第3回定例会9月議会で、生活環境の保全に関する条例制定を求める決議案第6号が可決をされております。

決議というのは議会の意思として可決をしているわけですから、その後2年を経過して、市ではこういう生活環境の保全についてどう対応してきたのか。各課の連携はもちろんのことですが、対応するため、例えば条例の制定など、そういうような取組についてはどうだったのか、お尋ねをいたしたいと思います。

ちなみに、他の自治体の状況をちょっと調査しました。そうしますと、環境を守る条例というのが、平成17年、2005年の兵庫県のたつの市、ここで住みよい環境を守る条例が制定をされています。ここには、静穏の保持、指導及び勧告、そして家畜の飼養、このときには家畜というのが、このブリーダーのことがかかっているかどうかのものについては、定められていないんですけれども、ふん尿処理の方法とか、その他生活環境の保全に関する計画の届出など定められており、また罰則の項目なども定められているんですね。

こういうような他市の条例のことなんかも参考にしながら、市では今後どういうふうに取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 令和2年に出示された請願に関する進捗につきましては、他市でも条例が策定されておりますが、法律上の制約から、条例を制定しても強制力を持って原因者に迷惑行為をやめさせることはできず、指導や助言にとどまっており、住宅地におけるブリーダーの件につきましても同様となっておりますので、大森議員の一般質問の際にもお答えしたとおり、条例の制定については慎重とならざるを得ないという状況となっております。

次に、関係各課との問題解決に向けた協議につきましては、この問題に限らず、市民の方からの御相談に対しましては、環境部署が連携して、現場の確認や原因者に説明を行い、状況に応じ

て対応を行っております。

今後も引き続きまして、御相談内容に応じて現場を確認し、根気強く原因者に説明を行うとともに、解決につながるよう、県や関係機関と情報を共有し、他市の条例等、先進的な事例を参考にしながら、現場対応を連携して行ってまいりたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 そうしますと、今の部長の答弁では、条例の制定というのは大変ハードルが高いというか、勧告とか助言とかそういうような問題にとどめておくというような、何か後ろ向きのようなことを今感じました。

この請願を出されたときに、生活環境の静穏、平穏を保全するための条例を制定するための決議、それが出されました。このときには、委員のほうからも、現在困っている住民がおり、請願にあるような条例があれば、市としても対応しやすくなる。このようなことで採択に至ったということになっているんですが、決して動物愛護の条例のところでも、罰則項目がない、罰則規定がないんですよね。

ですから、こういうような状況になっても罰則がないために、市としては、やはりそこ以上のものが踏み込めないという、そういうように今感じたわけなんです、このたつの市のように、条例制定があれば、もう少し住民の環境を守るということに一步踏み込めるんじゃないかと考えるんですが、その辺はどうでしょうか。

○諸橋太一郎 議長 二野屏公司環境経済部長。

○二野屏公司 環境経済部長 今、議員おっしゃられた、たつの市の状況とかを確認して、その効果について検証してまいりたいと考えております。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 ぜひよろしくお願いしたいと思います。

今回のことだけでなく、これからやはり地域にいろんな方々が住む場合においても、こういうきちっとした住宅環境を守る、住民の環境を守るということが位置づけられていくということは、非常に大変大事なことだと思いますので、ぜひ前向きにお願いしたいと思います。

続きまして、ヤングケアラーについてでございます。

私が所属しております保健福祉の常任委員会、ここでは、ヤングケアラーにつきまして調査研究を重ねてまいりました。そしてその一つには、県の担当者を招いての勉強会や、今年度も鹿沼市、狭山市など先進地視察などを実施してまいりました。各自治体での様々な取組、支援の在り方は、該当する自治体独自の取組でしたが、財政的な面も含めまして、参考にしたい内容が多くありました。

子供たちの周りの家庭環境もありますが、子供が子供らしく過ごす。将来の生き方にも影響を与えていると言われておりますヤングケアラーの問題につきまして、牛久市でもこうあってほしいとの思いから取り上げました。

初めに、ヤングケアラー、家庭内の大変デリケートな問題を含めまして、表面化しにくいことが言われております。福祉や介護、医療、学校等関係機関におけます研修は十分ではなく、自治

体での現状把握も不十分と考えています。市の早期発見、現状の把握について伺いたいと思います。

市の場合、ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口、担当がどこか明確でないと思います。ヤングケアラーに対する認知度はまだ低い状況です。支援の必要な子供がいても、子供自身や周囲の大人が気づくことができないことがあります。市では、ヤングケアラーに対する研修、学ぶ機会の推進で早期発見、そして現状の把握をどうしているのか、お尋ねをいたします。

○諸橋太一郎 議長 宮本史郎保健福祉部次長。

○宮本史郎 保健福祉部次長兼医療年金課長 ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子供とされており、家庭内のデリケートな問題であることや、子供自身や家族に自覚がないことから表面化しにくいと言われております。

そのため、子供に関わる関係者がヤングケアラーの概念や発見のための着眼点等、ヤングケアラーについて学ぶ研修は重要であると認識しており、市では関係機関へのポスター配布のほか、会議でヤングケアラーに関する説明を行い、社会的認知度の向上を図っております。

ヤングケアラーを把握する場面として、子ども家庭課では、子供が通う学校、保育園等や家族が利用する介護サービス、障害福祉サービスの事業者といった関係機関から、子供が家族のケアや家事を行うために登校できていないことや、食事が十分に取れていない状況があることなど、子供を心配する情報が寄せられることにより、ヤングケアラーを把握することがあります。

また、子供に関する相談を受ける中で、子供自身や保護者との関わりにより、ヤングケアラーを把握することもあります。相談対応の際には、まずしっかりと子供の気持ちに寄り添い、丁寧に聞き取り、家庭全体の状況を把握するようにしております。

子供自身が家族の世話や家事を行うことに負担を感じながらも、普通のことであると思い、問題と認識していなかったり、家族の病気や障害に関することを知られたくないという思いや、家族のことは家族で何とかしなければならないという思いなどがあったりすることにより、一人で悩みを抱えてしまう場合もあるため、関係者がヤングケアラーの特性を踏まえ、遅刻や体調不良が増える等の変化に気づき、早期に発見し、必要な支援へとつなげることが重要であると考えております。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 今、次長のほうから答弁ございました。市として、潜在化しがちなヤングケアラーを発見した場合の対応、支援の状況など分かる範囲で伺いたいと思います。

また、茨城県では2年前に、令和3年12月施行の茨城県ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会の実現をするための条例が制定されました。それに併せまして、アンケートが実施をされております。このアンケートにおきまして、私どもも先ほど申しました勉強会の中で、状況等を把握することはできました。

しかし、市においても、実態調査というか、そういうようなことが必要ではないかと考えますが、その辺の考えをお尋ねいたします。

○諸橋太一郎 議長 宮本史郎保健福祉部次長。

○宮本史郎 保健福祉部次長兼医療年金課長 ヤングケアラーを把握した際には、子供自身の希望を確認しながら、相談を希望する際には丁寧に話を聞き取り、関係機関と協力しながら支援しております。

また、相談に結びつくまでは、子供が所属する学校など、子供の身近な方に見守りを願うなど、関係機関と協力しながら支援に向けた対応を行っております。

次に、実態調査につきましては、ヤングケアラーへの支援や支援体制の構築のためには、ヤングケアラーがどれくらいいるのか、家族の誰を世話しているのか等の実態の把握は重要であり、個別具体的な支援につなげるためには、任意の記名式にするなど、回収後に個人が把握できる方法による調査が有効であると考えております。

しかしながら、その実施方法や実施後の対応につきましては、十分な調査や検討が必要なため、既に実態調査を行っている自治体の取組を調査しながら検討してまいります。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 今、次長のほうから発見した場合の対応、支援につなげているということなのですが、実態、どのような、今までそのような支援につながった事例として、個人情報はもちろんありますので、例えば小学生とか、中学生とか、それから、そのような分かる範囲で、支援につなげられた事例がもし公表できるならば、お尋ねをしたいと思います。

それと、実態調査なのですが、大変これは難しい問題だと思いますので、ほかの自治体で条例があるところなんかも、まず実態調査から入らないと、実際にヤングケアラーの、これからのいろんな支援の内容についても、把握をするということが大変重要だということをやっているということなので、今後実態調査に向けて検討していかれるというふうに理解をしたんですが、それでいいかどうか、確認をしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 答弁を求めます。宮本史郎保健福祉部次長。

○宮本史郎 保健福祉部次長兼医療年金課長 まず、具体的な事例ということでございますけれども、こちらが、お母さん、母親に精神疾患がありまして、長男などがヤングケアラーであることに加えまして、そのお母さんから、心理的・身体的虐待もあって、そのお母さんへ福祉サービスを導入する支援を行おうとした事例はございました。実際のところは、その途中でその親子が市外に転出してしまったことから、結末としてはその転出先のほうにしっかりとケース移管ということで情報提供を行ったというような事例がまずございます。

あとは、実態調査に関する、他自治体への調査等につきましては先ほどお答え申し上げましたとおり、また議員、今御質問中で繰り返しおっしゃっていただいたとおり、しっかり進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 そうですね、やはりヤングケアラーということが分かった時点での対応というのは、大変デリケートな問題を含みますので、大変、支援のやり方についても慎重に対応すべきだというふうに思います。

2つ目の質問なのですが、市における支援策についてお尋ねをいたしたいと思います。

これは悩み相談の支援ということで、牛久でも支援団体によります相談もあるようですが、市で支援につなぐ相談窓口の考えはあるのかどうか、お尋ねをいたします。

○諸橋太一郎 議長 宮本史郎保健福祉部次長。

○宮本史郎 保健福祉部次長兼医療年金課長 ヤングケアラーをはじめとした子供に関する相談は、子ども家庭課で対応しておりまして、保護者や子供自身のほか、子供に関わる関係機関や子供を心配する市民などからの相談に対応しております。

そのほか、先ほどもお答え申し上げましたとおり、ヤングケアラーは表面化しにくく、また子供自身が相談することが難しい面もございますので、各部署が経済的困窮や介護、障害に関する相談を受ける中で、ヤングケアラーの可能性がある子供を把握したときには、子ども家庭課と一緒に相談対応を行う等連携した対応を行い、必要に応じて民間支援団体を案内しております。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 この相談体制なんですけれども、牛久でも支援団体がありますが、茨城県内で、私が把握している時点では古河市で、やはりこのヤングケアラーのことを取り上げまして、そこは社協がこの相談窓口になっているということです。

電話でももちろんオーケーだし、SNSやメールなどでも、しかも匿名などでも相談を受けているということの状況を伺いました。ここに相談に当たっている方は、社協が採用した人員でありまして、特別に何かの資格を持っているということではないようでした。こうすることで、相談しやすい体制、そういうことを、やはりどこに行ったらいいのかということもそうだし、そのような相談窓口、自分の名前を言わなくても、匿名でも受けられるということが、今大変必要じゃないかと思いますが、市でこういうような相談窓口について、設置をする考えがあるかどうか、再度伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史郎保健福祉部次長。

○宮本史郎 保健福祉部次長兼医療年金課長 先ほどもお答え申し上げましたとおり、現在では子ども家庭課、事案にもよりますけれども、子ども家庭課が中心となりまして、関係各課、情報が入ったところと連携しながら進めているところでもございますので、相談専用の窓口というような看板ではないかもしれませんが、実際にはそのような対応ができているということで御説明申し上げたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 そうですね、じゃやっぱり子ども家庭課を窓口として、今度そういうような相談を受けるような幅広い取組をぜひお願いしたいと思います。

続きまして、関係機関連携の支援についてであります。

支援体制の在り方について、今相談窓口は子ども家庭課だという御答弁でありました。しかし、それ以外でも、教育委員会とか、子ども家庭課、それから各機関との連携というのが大事だと思いますが、牛久市ではこういう関係機関との連携についてはどうなのか、お尋ねをいたします。

○諸橋太一郎 議長 宮本史郎保健福祉部次長。

○宮本史郎 保健福祉部次長兼医療年金課長 ヤングケアラーが家族の世話や家事を担っている背景は様々で、家族に病気や障害がある家庭や、兄弟が多く保護者だけでは幼い子供の育児ができない等、多岐にわたっております。

そのため、支援を行う際には、家族の全体像を十分に把握し、その家庭の状況に応じた個別の支援が必要であり、保健、福祉、医療、教育などの関係機関の連携が不可欠です。特に、教育機関との連携は重要で、子供と接する時間の長い学校の教職員は、子供の日々の変化に気づきやすいことから、ヤングケアラーを発見しやすい立場であると考えます。

また、日頃からの子供の観察のほか、保護者面談や各種行事等、保護者と関わる様々な機会において、その家庭の課題を把握することも多いと捉えております。

子ども家庭課におきましては、学校をはじめとした関係機関と日頃より連絡を取り合うほか、要保護児童対策地域協議会等、子供に関する会議などにおいて、子ども家庭課の役割を周知し、各機関が子供の安心安全に向けた支援が行えるよう取り組んでおります。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 続きまして、教育現場での支援について伺いたいと思います。

子供たちの変化にやはり一番早く気づけるというのが、毎日顔を合わせている先生ではないかと思えます。学校で把握できる内容、それから学習支援から、そういうような情報交換、特にスクールソーシャルワーカーなども含めまして、支援の在り方についてお尋ねをいたします。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 学校現場での支援についてでございます。

市内の小中学校、義務教育学校では、毎月生活アンケートを実施し、定期的に児童生徒と個別面談をしております。また、日頃の児童生徒の観察から、気になる様子があれば機会を捉えての教育相談を行っております。

児童生徒との話から、支援が必要なヤングケアラーの可能性がある状況を把握した場合には、校内でのケース会議を実施して支援策を講じるとともに、子ども家庭課などの福祉部門に必要な支援をつなげていきます。

気になる児童生徒は、ケース会議の中では、児童生徒の状況に合わせて、具体的な学習支援の仕方も検討してまいっております。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 今、教育長のほうから御答弁いただきました。特に気になる児童生徒については、いろいろとケース会議等で把握をしながら支援に向けたことをやってくださっているということなのですが、実際に、今まで教育現場の中で、そのようにヤングケアラーと思われるお子さん、例えばヤングケアラーが一つの引き金かもしれませんが、不登校につながるとか、そういうような状況なども見受けられるというふうに聞いておりますが、学校ではそういうようなことが発見というんですか、気づいたときの対応、現在までもし分かる部分があれば、お伝えいただきたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 ヤングケアラーについては様々な特徴がありまして、例えば日頃の観察で私たちが分かることとしましては、欠席、遅刻、早退が多いとか、先ほど議員がおっしゃっていましたように、不登校であるとか、それから提出物が遅れがち、それから持ち物がそろわない、服装が乱れている、あとは逆にしっかりし過ぎている。それから、周囲の人に非常に過度に気を使い過ぎる。幼い兄弟の面倒を見たり、家事などを主体となってやっているなどの話等が、気になる様子として私たちは捉えております。

情報は、児童の話から、児童生徒の話から入ってくることもありますし、保護者から面談の折に、そういうお話を伺ったりすることもあります。あと、担任の見取りというところで、担任から、あの子は、あの子の様子は、ヤングケアラーではないかななんて思うような情報も寄せられたり、地域の方から、きっとそういうふうなことをやっている様子が見えますなんていうようなお話もございます。

大事なこととしては、教職員がヤングケアラーという人たちの特性を踏まえて、まずは気づくことが大事だということでございます。それが早期発見・対応につながるのではないかとというふうに考えております。

あとは、とにかくいろんな状況がありますが、児童生徒に寄り添って、しっかり話を聞いた上で対応をし、子供が子供らしく育つ、育てる、そういう状況、環境に整えてあげること、そして、今後の育ちに影響が出ないように対応していくことが必要と考えております。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 今、教育長からいろいろな事例とともに対応について伺いました。

その中で、今一番先に教育長が御答弁いただくときに、毎月個別面談をされているというような答弁があったように思うんですが、そういうところで、やっぱり子供たちの様子というのが、全部は把握できないと思いますが、日々接している教師、それから、あとはスクールソーシャルワーカーというのがいらっしゃいますね、牛久にもね。そういうスクールソーシャルワーカーさんというのは、やっぱり地域の問題と家庭の問題、それから学校の問題、そういうものがつながるような、そういうような役割を持っているんで、スクールソーシャルワーカーさん、牛久で多分県費でいらっしゃるんだと思うんですが、その方たちの役割とか、そういうような状況など、もし分かればお示してください。

○諸橋太一郎 議長 川村始子教育長。

○川村始子 教育長 ありがとうございます。

まず、月1回のアンケートというのは、いじめ等も含めてのアンケートを実施して、具体的には、この頃気になることとか相談したいことはありますかというような設問の仕方聞いております。月に1回、なるべく一対一で面談をすることを今年の教育の柱ともしてまして、寄り添う姿勢で私たちは教育をしています。

あとは、今、ソーシャルワーカーという話がございましたが、ソーシャルワーカー、県からの派遣でございますので、やはり十分な形での派遣はできないような状況でございます。ただ、牛久市においては、民生委員とか児童委員さんが、こういうヤングケアラー的な傾向を持つ子供た

ちに対しては対応をいただいております。個別の案件の詳しい話は控えますが、食事が十分に取れないような子供に対して、それなりのケアをしていただいているとか、そういう事例もございますので、地域ぐるみで子供を支えていただいている状況がございます。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 分かりました。

スクールソーシャルワーカーさんは県費で見えているために、十分派遣はされていても、そういうところまでは、多分難しいのかなというのを今感じました。

次に、適切な福祉サービスの運用、支援の一つですね。このことについて伺いたいと思います。

子供、特に中学生や高校生を介護力とすることのないように、子供が親などをケアする場合、その家族にも配慮が必要だと考えます。特に居宅サービスを利用するにおいても同様と考えますが、市の考えをお尋ねいたします。

○諸橋太一郎 議長 宮本史郎保健福祉部次長。

○宮本史郎 保健福祉部次長兼医療年金課長 子供が親などの世話をしている家庭の場合、家族に何らかの病気や障害がある場合もありますので、医療や障害福祉サービス、介護保険サービスの利用を視野に入れ、関連する部署と連携を取りながら対応し、その家族の状況を丁寧に把握し、子供を介護力とせず、福祉等のサービスの利用調整を行っております。

また、サービス導入後も必要に応じて家庭訪問や面談等により家庭の状況の把握を行うほか、継続的に関係機関と連携し、子供や保護者が安心して生活できるよう支援しております。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 続きまして、幼い兄弟をケアする支援のことについてです。

兄弟がケアをするヤングケアラーの家庭に対する支援の在り方について伺いたいと思います。

世話をしている家族の内訳としては、兄弟が最も多くなっているという報告があります。ケアの内容としては、見守りや家事、兄弟の世話、保育園などの送迎が多いと言われています。とりわけ独り親家庭に対する生活支援を進めること、そしてヤングケアラーのいる家庭の、困難な状態にある家庭支援が欠かせないと思います。

この幼い兄弟をケアする支援について、市はこういうような状況について把握されているのか、また支援についてどういうふうに考えるのか、伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史郎保健福祉部次長。

○宮本史郎 保健福祉部次長兼医療年金課長 保護者に代わって幼い兄弟の世話をしているため、学校に行けなかったり、自分自身の時間が持てなかったりするなど、本来の子供らしい生活が送れていない子供がいることは把握しております。

市では、このような家庭を把握した際には、保護者や子供から丁寧に話を聞き取り、兄弟の世話をしなくてはならない要因を確認した上で、保育が必要な場合は、保育園等への入園や一時預かりを案内し、必要に応じて利用に向けた支援を行っております。

また、保護者が病気や障害によって幼い子供の世話ができない場合には、障害福祉課と連携し、障害福祉サービスの利用に向けた支援を行うなど、家族の全体像を把握しながら、それぞれの家

庭に応じた支援を行っております。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 いろいろと支援の仕方にも、いろいろな内容について今、市における支援策について伺いました。

3番目として社会的認知度の推進について伺いたいと思います。

2022年から24年で、認知度向上の取扱期間として決められました。これは国のほうだと思いますが。このときの取扱機関では、中学生、高校生へのヤングケアラーの認知度ですね、50%、これを目指すとしていました。

そして、それに向けて周知や広報を行う際には、家族のケアをお手伝いすること自体は、本来は素晴らしい行為なのですが、過度な負担によりまして、学業に支障が生じたり、子供らしい生活が送れなかったりすることがないように、そういうようなことが課題であることを理解する上で、ヤングケアラー、イコール悪いことだという、そういうメッセージにならないよう注意することが大事だと言います。

この社会的認知度の推進に当たり、広報媒体の作成や啓発活動、認知度を上げるとした市の取組はどうだったのか、お尋ねをいたします。

○諸橋太一郎 議長 宮本史郎保健福祉部次長。

○宮本史郎 保健福祉部次長兼医療年金課長 国のヤングケアラー認知度向上の取組を受け、市におきましても、ヤングケアラーの早期発見・早期支援に向けた啓発活動を行っております。今年度の取組といたしましては、ヤングケアラーについて広く市民に知っていただくため、国で作成したポスターを庁内窓口のほか、学校、保育園、市内医療機関、各行政区等にも依頼し、市内各所に掲示をいたしました。

また、子供自身が自分はヤングケアラーかもしれないと思ったり、家族の世話や家事が大変と感じたりしたときは、相談できる先があることを周知するため、教育委員会と連携し、市内の公立小中義務教育学校の生徒全員に、ヤングケアラーのチラシを配布いたしました。

ヤングケアラーの早期発見には、子供を取り巻く地域の関係者の協力や理解が不可欠であるため、11月の秋のこどもまんなか月間、児童虐待防止推進キャンペーンに併せ、地域での支援者である民生委員、児童委員に、会議の場で児童虐待防止と併せて、ヤングケアラーについての説明を行ったところです。

次に、学校現場での教職員の社会的認知度についてでございます。

文部科学省が作成した生徒指導提要において、学校の教職員は、ヤングケアラーの特徴や実情を正しく理解するため、日頃から支援に係る研修に参加することとあり、研修の重要性が述べられております。実際には、生徒指導主事等が公的な研修会に参加し、その内容を職員会議で伝達することで、ヤングケアラーの早期発見・対応につなげられるようにしております。

今後も、関係機関と協力しながら、ヤングケアラーの認知度向上の取組を継続してまいります。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 今、次長のほうからいろいろと認知度を推進するに当たりましてのい

ろんな取組の答弁がありました。

民生委員さん、それから児童委員さんにも、そのヤングケアラーについての研修とか、そういうのもやっていらっしゃるということなのですが、市ではこういうような取組をしたことの、何でしょうね、成果というか、そういうような認知度がある程度の方々に、ヤングケアラーというのは、こういう方々で、こういうようないろんな考えが、問題があるんだという理解をどの程度、進められたのかどうかというのは、何か把握するというか、そういうようなところはあるのかどうか。

チラシを配って、それから、学校にもそういうようなことをやったということ以外に、何かただやりましただけではなく、認知度がどのくらい、中高生は認知度50%を目指すということ、これは国の方向だったんですが、どこかで、どこまで浸透しているかというか、そういうようなことを測るというか、そういう場面というのではないのかどうか、ちょっとその辺について伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 宮本史郎保健福祉部次長。

○宮本史郎 保健福祉部次長兼医療年金課長 正確なアンケートや調査ではございませんけれども、こういった取組をした結果として、関係機関からこの子はもしかしたらヤングケアラーじゃないだろうかというような問合せであったり、情報提供であったり、そういったものが増えたということは感覚としてはございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 そうしますと、11月にこういうようなキャンペーンですか、そういうのをやったということで、少しはみんなの中にこの認知が進んだというふうに理解をしていきたいと思います。問合せがあつたりとか、情報提供があつたりすることで、少しでもこういうヤングケアラーに対する理解が進むことを、今後も望んでいきたいと思います。

最後に、市の考えを伺いたいと思います。

今いろいろと、この支援の仕方について、それから認知度の推進について、いろいろと質問をしまいいりました。御覧のように様々な支援の在り方、それからその事案に対しまして、子ども家庭課を中心に、教育委員会も含めまして、各課で対応しているということが分かりました。

しかし、その都度の縦割りではなく、ヤングケアラーに対しては、一体的な支援が今いろいろと質問、答弁の中でも、必要であると思いますが、市の今後の考えについて伺いたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 お答えいたします。

ヤングケアラーが抱える課題は様々で、その課題が複数重なり合うことも多く、一つの機関の支援だけでは解決が困難なことも多くございます。市では、相談を受けた部署が、その家庭が抱える課題と、子供や家族の希望を丁寧に聞き取り、必要に応じて関係する部署と情報共有を行うほか、一緒に相談対応するなど、各課にまたがることで支援がこぼれ落ちないように、横の連携を強化した対応を行っております。

ヤングケアラーの支援に関しましては、今年度、子ども・若者育成支援推進法が改正され、家族の介護、その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者として、ヤングケアラーを国や地方公共団体等が、各種支援に努めるべき対象とされました。

また、ヤングケアラーの支援に関する条例を定め、関係部署の役割や支援体制を明確にし、支援の充実を図っている自治体があることも把握しており、当市におきましても、ヤングケアラーの支援強化に努める必要があるものと考えております。

現時点では、条例制定の予定はございませんが、先進地の取組を調査するとともに、現在の体制での支援を検証するなど、相談対応全般において、関係機関との十分な情報共有と、必要な支援についての共通認識を持ち、一体的な支援に向けたきめ細やかな対応を行ってまいります。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 今、市長のほうから御答弁いただきました。

ヤングケアラーに対する支援、先ほどいろいろな支援の在り方について、様々な課にわたっているということも話しました。これまでも各議員たちがこのヤングケアラー、ケアラーの問題も含めて取り上げていました。本当に必要な支援が届いたかどうか、そういうような把握というの、個人情報との関係がありますので、難しいのが現状だと思います。

県に条例があるのは、先ほど令和3年ですか、12月で県のほうの条例があるという話もしました。しかし、それだけでは対応できないことが今出てきているのではないかと思います。

私どもが視察をしました鹿沼市、鹿沼市も県のほうの条例があつて、しかし、県の条例では対応というかな、そういうのが調査研究をしながら実態調査をし、そして鹿沼市独自の条例制定に至ったという経緯もありました。このときには、市長が率先してこのヤングケアラーの問題を取り上げたという、県の条例があるのは承知をしているが、それだけでは対応できないということで、鹿沼市がこのヤングケアラーの条例を制定したという経緯が聞かれました。

今、市長は、条例の制定を考えてはいないというふうな御答弁もありましたが、一番身近なこの市の対応、子供たちのやっぱり将来に対する市の対応というのが、大変求められているのではないかと思います。

ヤングケアラーの条例ができたから、それで全て解決というふうには考えておりませんが、やはりある程度条例を制定することで、ほかの課との連携等も進みやすくなると思いますが、やはりこの市の対応というのがどうだということが考えられますが、市で条例制定に向けました将来的な考えかもしれませんが、もう一度市長から御答弁をお願いしたいと思います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 先ほど答弁でも申し上げましたとおり、現段階においては、条例の制定というものは考えておりません。この県の条例が、茨城県のほうの条例がございまして、この条例制定には私もそのメンバーとして携わっておりました。非常にこの問題は部局横断する大きな問題でありまして、条例を制定するに当たっても、非常にエネルギーを要したというのが記憶に新しい、鮮明に覚えております。

まだ、県の条例の実効性等もまだ聞こえてきていない中で、市のほうでじゃ早速条例をつくり

ましようという話にはならないかと思っております。

状況を見ながら、今後必要であればつくるべきなのかということは、慎重に検討してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○諸橋太一郎 議長 遠藤憲子議員。

○9番 遠藤憲子 議員 私もすぐに条例をつくってくれというふうには思いません。まずは実態調査をして、先ほどいろいろと支援の在り方で、子ども家庭課だけじゃなくて教育委員会その他のいろいろな各課で対応せざるを得ない。今、現在はそういう状態ですね。医療の問題、それから福祉の問題、そういうものがやはり、なかなか縦割りと言ったら失礼かもしれないんですけどそのような状況では非常にやっぱり、解決にある程度、アップをするためにはこういうような問題も必要だと思います。

まずは、実態調査をして、そして、市ではこういうことができる、こういうことができないと。そういうものを明らかにし、取捨選択をしながら、やはり子供にとって、子供が子供らしい、そして将来にわたって、この牛久市を担っていついていただけるような、そういうような子供たちに育てていただきたい。そのためにも、ヤングケアラーの問題は、決してそのままにしていけない事例ではないと思い、質問をした次第です。

今後の市の対応に期待をして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で9番遠藤憲子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は15時20分といたします。

午後3時04分休憩

午後3時20分開議

○諸橋太一郎 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、18番須藤京子議員。

〔18番須藤京子議員登壇〕

○18番 須藤京子 議員 市民クラブの須藤京子でございます。本日最後の質問者となります。明瞭簡潔に行いたいと思っておりますが、質問に対するほとぼしる思いもあるかも、出てしまうかもしれませんので、その点は御容赦をお願い申し上げ、今回の一般質問は2項目でございます。一問一答で行いますので、よろしくお願い申し上げます。

1問目は、牛久市文化芸術振興基本計画「ひとが輝きつながる文化芸術のまち」が目指すまちづくりについて、特に美術分野に関する質問をしたいと思います。

皆様御承知のとおり、牛久市では、毎年11月の中旬から15日間にわたり、うしく現代美術展が開催されております。平成7年に始まり、今年で29回目となりますが、当初より作家自身が実行委員会を組織し、作家の手弁当によって毎年開催されるという、県内でも希有の美術展と言えます。

私は、美術を愛するファンでもあり、毎年オープニングイベントを心待ちにし、期間中は何回

か訪れて鑑賞するのを楽しみにしております。ただ残念なのが、一体どれだけの市民がこの展覧会を御存じなのか。鑑賞されていらっしゃるのだろうかということでございます。

牛久市では、平成13年に制定された文化芸術振興基本法にのっとり、平成15年に牛久市文化芸術振興条例を制定、現在は牛久市文化芸術条例に一部改正されました。この条例に基づき、牛久市文化芸術振興基本計画を策定し、文化芸術施策が展開されております。

それでは、最初に、美術分野の問題に入る前段といたしまして、この条例の目的、文化芸術振興基本計画が掲げる目標について伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 牛久市文化芸術条例第1条（目的）には、牛久市における文化芸術に関する施策について、市の責務を明らかにするとともに、文化芸術施策の基本となる事項を定め、推進することにより、心豊かな市民生活の形成に資することを目的とするとございます。

これに基づき、牛久市文化芸術振興基本計画が平成28年に策定されました。この基本計画は、ひとが輝きつながる文化芸術のまちを10年間の総合ビジョンとし、文化芸術とつながることにより、市民が愛着を持つことができるまちづくりを目指して、行政と市民、文化芸術団体、教育機関、企業など様々な立場の人との連携や協働により、計画を推進していくことを目指しております。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 振興計画の目指すものをお示しいただきました。市としては、計画の目標を達成するために基本方針を定め、具体的な施策展開を行っているということになります。計画の基本方針は、文化芸術基本法にある、文化芸術は人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互の理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものであるとの趣旨から、4つの方針にまとめられております。

それでは、計画でうたわれているそれぞれの柱に基づき、美術分野ではどのような事業が展開されているのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 平成28年に策定された牛久市文化芸術振興基本計画では、育てる・伝える・つなぐ・支えるの4つの基本方針を定めており、市ではジャンルを超えて、4つの柱に基づく事業を展開しております。

まず1つ目の柱である、育てるについては、子供の感性を育て、未来の牛久市を担う人材を育成するため、日常的に文化芸術に触れる機会や発表の機会を提供するとあり、うしく現代美術展の鑑賞など小中学校鑑賞会を、20年以上にわたり実施しております。

次に、2つ目の柱である、伝えるについては、伝統文化を体験できる機会の提供などを方針とし、中学校で能の鑑賞会を実施しているほか、うしくのひなまつり期間中、市内幼稚園、保育園児によるパネル作品展示を行っております。

続いて、3つ目の柱である、つなぐについては、若年層、未開拓層に対して文化芸術活動への

積極的な参加を誘引するため、市内外へ文化芸術情報を積極的に発信していくことを方針としており、広報活動の支援として、市のホームページ、「広報うしく」、FM-UUでの告知、行政区への回覧やポスター掲示など、様々な広報媒体を用いて情報を広く発信しております。

最後に、4つ目の柱である、支えるについては、文化芸術活動の拠点となる施設について、多様な世代や使用目的への対応が望まれていることから、設備、環境の整備を進めております。各生涯学習センターの展示環境の整備をすることにより、コミュニティ拠点として位置づけされ、活動がより活発化することにつながるものでございます。

具体的には、令和5年度に中央生涯学習センターの多目的ホールや展示ホールの照明をLED照明に更新し、美術作品展示にも対応できるよう環境整備を行ったところでございます。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 この振興計画というのは、今4つの基本方針、それに沿って御答弁をいただきましたが、この4つの柱が文化芸術の課題ごとに方針が立てられているため、私が焦点を当てたい美術分野でのお答え、もっと伺いたいというところで若干ずれが生じてしまうというのを感じておりますが、これは仕方のないことだというふうに受け止めております。

ただ、育てるという方針以外で伝える、つなぐ、支えるの方針の中でも、美術にひもづく事業があると思われます。少なくとも牛久市の誇る小川芋銭について、何らかの言及があってもよかったのではないかと思います。でも、今回はそこには踏み込まないことにいたします。

それでは、4つの柱の中で、育てるの部分の事業を担ってこられた、うしく現代美術展実行委員会の皆様が取り組んでこられた事業には、どのようなものがあるのか、またその際、市はどのような支援や役割を果たしてきたのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 牛久現代美術展は平成7年10月に、開催予算ゼロの状態で、47名の作家により、当時の牛久市民センターにおいて、6日間だけ開催されたのが始まりです。記録を見ますと、僅か1週間足らずの展示期間にもかかわらず、2,000人もの入場者が記録されております。その理由は、一色邦彦先生や山本文彦先生をはじめとした、地元にゆかりのある芸術家を筆頭に、発足当時から質の高い芸術作品による本格的な展覧会が入場無料で開かれていたことによるものと考えます。

第2回目以降には、出品作家によるワークショップが毎年行われ、第3回から第7回までは、講師を招いてのシンポジウムの開催、第7回からは小中学校鑑賞会がスタートしています。そのほか、第10回記念展では、市内各小中学校を会場に、移動美術展の試みがなされ、これは第23回展まで継続されました。

第14回展は、第23回国民文化祭とのタイアップにより、中央生涯学習センターと旧岡田小学校女化分校との2会場での開催により、過去最高の8,700人以上の入場者を迎えることができました。これ以外にも、第20回展と市制施行30周年記念企画の際に、ナイトミュージア

ムやうしく音楽家協会とのコラボレーションによるギャラリーコンサートが行われました。

他の事業との連携としては、開催期間中、うしく土曜カップ塾において、作家によるワークショップ開催などがございます。

このように、うしく現代美術展が市の文化芸術の振興に寄与してきた功績は大きいものがあり、これらの活動の継続には、出品作家の高いレベルの芸術性の維持と無償の善意によるものが大きいと考えております。

市といたしましては、この展覧会のコンセプトが、作家・行政・市民が「三位一体」の協力・協働の下に、市民の皆様に本物の芸術に触れる機会を広く提供することを目的としていることから、展覧会の運営や開催が円滑に行われるよう、出品作家や市民のボランティアの皆様に寄り添い、補助金交付などの予算措置も含め、支援を継続して行っております。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 ただいまの御答弁の中に、市の支援につきましては、補助金の交付などの予算措置を含めて、継続して行っているということがございました。確かにこの美術展の開催に当たっては、牛久市としては270万円の補助金を支出しております。昨日の同僚議員の一般質問で、適正な補助金等の在り方が指摘されておりました。補助金が市民の税金によるものであることに鑑みれば、その視点は重要だと思います。

ただ、目に見えない文化芸術分野への補助金の支出に関しては、1回の開催で中止された茨城県北芸術祭の理由に挙げられた価値の曖昧さという点をどう判断するかということが課題となると思っております。

文部科学省は、文化芸術振興の意義を芸術、伝統芸能、生活文化、文化財などの文化芸術は人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや、生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするものです。また、豊かな人間性を涵養し、創造性を育み、人間の感性を育てるほか、他者に共感する心を通じて他人を尊重し、考えを異にする人と共に生きる資質を育むものです。

このような文化芸術は、芸術家や文化芸術団体、一部の愛好者だけのものではありません。全ての国民が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであり、国民全体の社会的財産であると言えますと述べています。

ただいまの御答弁でも、うしく現代美術展が市の文化芸術の振興に寄与してきた功績は大きいものがあり、これらの活動の継続には出品作家の高いレベルの芸術性の維持と無償の善意によるものが大きいとございましたので、ほっといたしました。

それは、名立たる公募美術展で入選を果たすほどの作家の皆さんが、ひとえに芸術創造への探求のために作品を毎年お寄せくださっている。この活動に、私たちはもっと感謝し、美術家の皆さんの善意によって成り立っているという事実を再確認しなければならないと、常日頃から感じているからにほかなりません。

少なくとも、実行委員会の方々が、図録や会場設営で費消してしまう補助金の心配をせずにいられるようであればと願うところでございます。

ところで、答弁の中にあつた実行委員会が手がける事業の中で、移動美術展、小中学校鑑賞会、

ワークショップについて、児童生徒が作家の方々とその作品について意見交換、交流を図ったり、作家の力を借りて作品をつくり上げたりする機会に恵まれるということは、これもまたほかに例を見ない特筆すべき事業であると思っておりますが、児童生徒の美術教育という観点からは、どのように認識されているか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 お答えいたします。

まず、学校現場の捉え方という観点からお答えしたいと思います。小学校高学年を対象とした、うしく現代美術展の鑑賞会では、芸術家の作品を鑑賞するだけではなく、実際に作品を制作した作家と触れ合うことで、その作品を制作したときの思いや願いなどについても聞くことができます。

また、中学2年生を対象とした能のワークショップにつきましては、専門家の解説を受けながら、実際に能を鑑賞したり、体験したりすることで、伝統文化に触れ、貴重な体験を積むことができる。どちらも本物の芸術に触れることができるよい機会であると捉えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 本日午前中の一般質問で、ポスト学び合いについて取り上げられておりました。その中で、学習指導要領に示されている主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善についてのやり取りがなされておりました。それを聞いておまして、私は「13歳からのアート思考」という高校美術教師でもある末永幸歩が著わした本を思い浮かべました。

著者は、美術の授業の中で、生徒たちの美術鑑賞の際、作品と向き合い、それぞれが見て気づいたこと、感じたことなどを語り合うというスタイルで授業を行い、その結果、多様化する世の中の中で、正解にとらわれず、自分だけの視点で自分だけの答えを導き出していく。自分なりの探究を続ける思考、これをアート思考と著者は言っておりますが、アート思考の涵養につながるのだということを、この本で述べていらっしゃると思いますが、図らずも牛久市では、小中学校鑑賞会、芸術鑑賞会の中で、こうしたアクティブラーニングを体感するというようなことが行われているのだ、そういう機会に恵まれているのだということを、改めて実感した次第でございます。

それでは、次に、各地に広がるアートプロジェクトの取組について質問いたします。

現在、全国各地でアートによる地域づくり、アートプロジェクトが展開されているのを御存じの方もいらっしゃるでしょう。大規模なもので言えば、新潟県十日町市を中心とする大地の芸術祭、越後妻有アートトリエンナーレや、香川県高松市等での瀬戸内国際芸術祭など、また別な取組といたしましては、地域とアートが共存する群馬県中之条町での中之条ビエンナーレなどが有名であります。

私も、各地のアートプロジェクトに何回も足を運び、奥能登国際芸術祭を開催する石川県珠洲市には、会派で視察にも行ってまいりました。こうした各地で開催されるアートプロジェクトは、アートによるまちおこしとして注目され、今や地方創生、文化政策の一環としてもてはやされている感すらあります。

県内でもアートプロジェクトが開催されていますが、まずは先ほど触れましたが、茨城県が主催し、1回の開催で終わってしまった茨城県北芸術祭のように、イベント的にアート作品の展示を行うアートの祭典型、県内ではどのようなアートプロジェクトが実施されているのか。また、それはどのような特徴があるのか、伺います。

そして、県北芸術祭の開催ではどのような評価が行われたのか、経済効果も含めて御答弁をお願いいたします。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 イベント的なアートの祭典型、アートプロジェクトにつきましては、過去に行われた代表的なものとして、県内では3つの事業がございます。1つ目は、2016年に当時の県知事を会長とする実行委員会が主催して開催されたKENPOKU ART 2016、茨城県北芸術祭で、茨城県北地域を5つのエリアに分け、各エリア内に存在する美術館、商店街等の施設を会場として、国内外の現代美術アーティストの展覧会が開催されました。

2つ目は、2022年に、市民が組織した実行委員会が主催して開催されたつくばアートサイクルプロジェクト2021・2022で、つくば駅周辺と筑波山周辺の美術館、旅館などの施設を会場として、現代アート作品が展示されました。

3つ目は、2022年に、市民が組織したプロジェクトが主催して開催された星と海の芸術祭、2022で、日立市の大みか地区の駅、漁港などを会場として、アーティストと地域の工場や住民が協働し、現代アート作品の展示や演劇パフォーマンス、ワークショップ等が開催されました。

このうち、特に県北芸術祭につきましては、2016年9月から11月の約2か月間にわたり、32の会場で22の国と地域から85名によるアーティストが参加して開催されました。来場者数は、当初の見込みの倍以上の約77万5,000人、推定経済波及効果は約35億3,300万円とされ、事業者等に対して行ったアンケートでは、飲食サービス業や小売業におきまして、営業実績や売上げに、芸術祭による集客の影響が見られたとの評価が報告されております。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 アートプロジェクトの2つ目のパターンといたしましては、フェスティバル型から日常の暮らしの中のアートプログラムに変化してきた取手アートプロジェクトが挙げられます。実際の取手市については、どのように行われているのか、その効果などについて伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 取手アートプロジェクトは、市民と取手市、東京藝術大学の3者協働により、取手市をアートのあるまちとして創造していくことを目的に、1999年に発足しました。発足から2009年までは、取手市内のアーティストのアトリエ公開や、市内商店街の空き店舗を利用した期間限定の特設スタジオを開設したり、全国公募による作品発表を行うなど、会期を設定したフェスティバル型のイベント開催を主要事業としておりましたが、その後、より日常的、恒常的なアプローチを行うプロジェクト形式へと変革を行い、2010年以降は、1年から複数年度をかけて進行する活動をベースとして、アーティストの活動支援、市民への芸術体験機会の

提供など、アートに関するイベントを各種開催するほか、子供たちとその家族が、学校内外で表現に触れる仕組みをつくるこどもプログラム、海外のアート団体や拠点となる地域とアーティストの相互派遣や、受入れによりアーティストの活動支援などを行う国際交流プログラム、空き家や暮らしの問題に対する環境整備に対し、アートを用いて促進する環境整備プログラムなどの多様な事業が実施されております。

取手市の行政評価によりますと、この事業は、取手市の重点事業の一つとして位置づけられており、令和５年度は、年間を通じて事業を実施したことで、アートに触れられるまちづくりを推進できたとされております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○１８番 須藤京子 議員 県内のアートプロジェクトの現状あるいは実績について御答弁をいただきました。

それでは、次に、アートプロジェクトが地域にもたらす様々な価値について、トップの交代により中止となった事例もありますが、各地で開催されているアートプロジェクトが地域にどのような変化や効果をもたらし、どのような価値を創造したと考えられるか。このような取組について牛久市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 小川茂生教育部長。

○小川茂生 教育部長 アートプロジェクトの定義は様々でございますが、美術館やギャラリーを含む外部で開催されるアート活動も含め、主に１９９０年代以降の日本で展開されている現代美術の様々な活動を指すこととされているようです。

いずれにいたしましても、日常の中にアートが取り入れられることは、芸術がより身近に感じられ、芸術家にとっては多様な発表の機会になります。まちと関わりながら芸術を知ってもらう活動として、先ほど申し上げました県北芸術祭などのイベント型や、取手市などの日常的プロジェクト型など、いずれも地域コミュニティの活性化をもたらす効果については十分認識しております。

また、開催に当たっては、アートとの触れ合いを求め、市内県外から人が集まり、観光誘客や経済効果などが見込めることから、まちづくりや地元産業の活性化についても期待できるものと考えております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○１８番 須藤京子 議員 それでは、この項の最後に、市制施行４０周年記念に向けたアートプロジェクトの展開について質問いたします。

本日午前の一般質問でも、４０周年記念事業について取り上げられておりましたが、私は４０周年に向けたプレイベントについて質問をいたします。

私の、今回の質問を通しまして、アートプロジェクトがもたらす効果については、執行部の他の部署の方にも認識していただけたのではないかと思います。そこで、市制施行４０周年を再来

年に控えた令和7年度に、ちょうど30周年を迎える牛久現代美術展の開催に併せて、アートイベントを開催してはいかがかと考え提案するものでございます。

現在の美術展は、中央生涯学習センターを中心として作品展示が行われておりますが、今の御答弁にもありましたように、アート作品がまちの中に飛び出し、より身近に感じていただく機会をつくることは、文化芸術の振興にとどまらず、まちづくりにも大きく寄与するものがあるのではないかと考えております。

美術館という箱物にとらわれない、身近に感ずるアートプロジェクトを開催することに対して、市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 沼田和利市長。

○沼田和利 市長 うしく現代美術展については、令和7年度に第30回展を迎えるに当たり、実行委員会では、周年事業担当作家を中心に、現在検討を始めたところです。うしく現代美術展の特色は、作家・行政・市民「三位一体」の協力の下、実施される他の近隣市町村に類を見ない作品展であることです。

アートプロジェクトの構想に当たっては、想定される準備期間も考慮しながら、実行委員会と慎重に協議を重ねていく必要がございます。市といたしましては、令和8年度の市制施行40周年記念事業も視野に入れ、市の担当部局と調整を図りつつ、企画検討の協議を行ってまいります。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 ただいまの御答弁は前向きな御答弁をいただいたというふうに解釈してよろしいのでしょうか。なかなか確かにこれまでの現美の先生方のこれまでの活動にプラスして、これをお願いするということは、あちらの先生方の様々に御苦勞をいただくということもあろうと思いますし、なおかつ市役所では、これを担当している生涯学習課のメンバー、そこも少ないという中で、私は安易に提案したつもりではございませんけれども、実現可能ではないかということで御提案を申し上げているわけですが、そのためには、かなりタイトなスケジュールの中でこなしていかなければいけないということになると、40周年イベントのプレイベントとして、ほかの部署からも応援を頼むとかいうような体制もつくらなければいけないというふうに思うわけですが、この体制を取っていただけるんだろうというふうに、独りよがりでない受け止め方をしたということで信じて、次の質問のほうに移ってしまいます。勝手な解釈だったら申し訳ございません。

それでは、次に、福祉のほうの問題、重層的支援体制整備事業の推進についてでございます。

この質問は、令和2年第3回定例会で藤田議員が取り上げ、令和5年度第4回定例会では、私も一般質問を行いました。今回は、その答弁を踏まえ質問してまいります。

重層的支援体制整備事業とは、地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加、協働の推進に向けた取組のことでございます。まずは、同事業の必要性に対する認識について質問したいと思います。

最初に、改めて重層的支援体制整備事業とは何か、市として求められている役割は何かを伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟保健福祉部次長兼社会福祉課長 重層的支援体制整備事業とは、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、令和２年に社会福祉法の改正により創設された事業となります。

その概要は、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援、アウトリーチを通じた継続的支援、多機関協働の各事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業と認識しております。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○１８番 須藤京子 議員 ただいま御答弁いただきました御説明ですけれども、これは国の示したこの事業に対しての説明ですから、質問するに当たって私も重々承知をしております。それでもなお、あえて質問したわけですが、そのことをどう受け止められたのか。牛久市の実情が全く加味されていないように思われる答弁で残念でございます。

それでは、次に、この事業が従来の福祉政策と違う点について質問したいと思います。

これまでの福祉では、対象者の属性に特化した施策が展開されてきましたが、この事業の推進が求められる背景をどう認識しているか。また、市に事業展開の責務はあるのか、この事業の必要性について、市としてはどのように考えているかを伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟保健福祉部次長兼社会福祉課長 国の福祉制度政策は、子供、障害者、高齢者といった対象者の属性や、要介護、虐待、生活困窮といったリスクごとに制度を設け、現金、現物給付の提供や専門的支援体制の構築を進めることで、これまで充実が図られてきたと考えております。

一方で、地域住民のニーズの変化や生活課題の多様化により、支援する側も複雑化してきています。例えば、社会的孤立をはじめとして、生きづらさはあるが、既存の制度の対象になりにくいケースや、８０５０やダブルケアなど、個人、世帯が複数の生活課題を抱えており、課題全体を捉えて関わっていくケースが増加していることから、これまでの福祉制度・政策と地域住民が直面するニーズの多様性、複雑性が表れる支援ニーズとの間にギャップが生じてきたことが、重層的支援体制整備事業創設の背景にあると認識してございます。事業創設の背景を考慮しますと、福祉政策としては意義があると考えております。

なお、この事業は、市町村の任意事業となっております。

以上です。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○１８番 須藤京子 議員 御答弁ありがとうございます。

まさに模範的な回答というように思っております。この事業が求められる背景は全くそのとおりです。そして、答弁の最後にありました、なお、この事業は市町村の任意事業ですの言葉も含め、担当としてはきちんと見解をお示しいただきました。

ただ、この質問もそんなことは重々承知した上で私は聞いているのであって、担当としてはそ

んな通り一遍の答弁を返すしかないのかと、改めて残念でなりません。牛久市の特徴、その片りも入っていない答弁でした。

それでは、次に、包括的基幹相談支援センター設置について質問をいたします。

この質問につきましては、先ほど同僚議員の一般質問の中で、特にヤングケアラーへの相談支援でも触れておられました。相談が次につながる第一歩で、いかに重要であるのかを認識しなければならないと思うところでございます。この重層的支援体制整備事業は、答弁の中にもありましたが、現在の私たちの暮らす社会にあって、生活そのものや、生活を送る中で直面する困難、生きづらさに対して、これまでの福祉制度では支援の手が届かなかった方々に、どのようなものであれ支援の対象となり得るという前提で、全ての人のための仕組みをつくっていくというのがこの事業の目指すものであります。

そのためには何をなすべきか、市は今ある社会的資源を活用して、新たな取組をつくっていくことが重要だと、国も言っているわけであります。その一歩として重要なのが、先ほども申しましたが、相談支援事業であると私は考えます。

現在の相談窓口の体制からこぼれ落ちている相談はないか。ちまたで言われている８０５０問題のような事例は、どこに相談に行けばよいのか。それらを市としてはどう受け止めようとしているのか。

第４次障害者プランの重点項目にある市民の複雑化した課題に対応するため、行政、市民、医療、福祉事業者などの連携、協働による断らない包括的な支援体制の整備を進めますという取組は、文字どおり進められているのでしょうか。まずは、包括的相談支援事業を構築すべきではないかと考えるものですが、御見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟保健福祉部次長兼社会福祉課長 保健福祉部内の各法律に基づく対象者別の相談機関としては、高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センター、障害者の相談窓口として障害者相談支援事業所エール、生活困窮の相談窓口として自立相談支援事業所を委託により設置しております。また、妊娠期から子育て中の相談支援として、子育て世代包括支援センターすまいると、子ども家庭総合支援拠点を保健センター内に設置しています。

このような相談体制の中で、複合課題を抱えるケースについては、関係機関が連携し対応している現状です。

議員御提案の各相談機関を束ねて包括的に相談の一元化を図ることを目的とした包括的基幹相談支援センターの設置は有効であると考えますが、分野を超えた各相談機関を横断する連携体制の検討及び専門職の確保を含めた整備が必要と考えており、現状では既存の各相談機関連携の充実に努めていきたいと存じます。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○１８番 須藤京子 議員 福祉サービスを提供しているＮＰＯ法人などに聞けば、利用者や家族から、市役所に行っても意味がなかった、ここで話を聞いてもらえてよかった、相談できてよかったという市民が少なからずいて、多くの場合、話し出した相談者の声を拾い上げるのに二、

三時間は軽くかかるといいます。

そして、多くの場合、それらの相談は、現行制度では報酬の対象とはなりません。各種相談機関の連携の充実を図ると言いながら、この状況は一向に改善されていないというのが、私の見るところでございます。もちろん基幹相談支援センターを設置すれば、即解決とはいかないかもしれませんが、相談難民を生み出さないために必要だと思います。市の見解を伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟保健福祉部次長兼社会福祉課長 相談者の属性や世代、相談内容にかかわらず、包括的に相談を受け止める事業は、重層的支援体制整備事業において肝であると認識しております。先ほどの答弁の繰り返しになりますが、まずは既存の各相談機関で抜け落ちてしまう相談事例等を検証しつつ、どのように関係各機関が連携を図れば、より複合的な相談に対応できるのか、検討を進めてまいります。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 繰り返しの答弁を伺っておりまして、私もこの事業の特にこうした相談を受ける基幹相談センター設置、大変難しいということは理解をしているつもりではございます。それでも、何とか前に進めなければいけないというふうに思っているところでございます。

それでは、次に、多機関協働事業構築への取組について伺います。

昨今の福祉窓口の相談に対する対応はいかなものかという声を聞きます。カスハラ対策という側面があるのかもしれませんが、窓口対応のトラブルを警察に通報する事態も生じている現状を、それはそれでよしとしているのでしょうか。

昨今起きたこの種の騒ぎ、そもそもの発端はどこにあるのか。窓口で、相談で丁寧で適切な相談がなされていれば、こじれなかったのではないかと思うところ大でございます。重層的支援体制整備事業には多機関協働事業があります。困難事例を抱える世帯を、支援関係者全体で調整し、生じている困難さを解きほぐし、世帯を破壊してしまわないよう、問題解決につなげていくものであります。

前回の答弁では、各制度のはざまにいらっしゃる方の支援には何が必要なのか、課題を整理し、既存の事業の見直しや、牛久市地域福祉計画、市社協が作成する地域福祉活動計画に方向性を盛り込み、NPOをはじめとする民間事業者との連携体制の構築を図っていくと述べておられますが、6年度はどのような取組がなされたのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟保健福祉部次長兼社会福祉課長 今年度、行政計画である地域福祉計画、成年後見制度利用促進計画、及び市社協が作成する地域福祉活動計画の中間見直しを実施しております。まずは地域課題を把握するために、市社協が7月から8月にかけて、地区社協ごとに地域支え合い懇談会を実施し、地域福祉活動を進める上での課題について御意見をいただきました。

課題として挙げたのは、人と地域のつながりが希薄化しており、高齢を理由に行政区を退会する人も多く、地域から孤立する傾向がある。地域福祉活動の担い手不足や8050問題など、高齢の親とひきこもりの子がいる世帯への支援が難しい。ヤングケアラーなど、課題のある子供

たちへの支援が難しい。不安や心配事を抱える人が増える中、誰でも気軽に相談できる場所がない。地域や関係機関等の情報共有やネットワークづくりにおいての課題としては、個人情報の取扱いが難しく、支援を必要としている人の情報が得られないなど、多くの御意見をいただきました。

また、今後力を入れていきたい福祉活動としましては、ボランティアや地域福祉活動の担い手の確保、居場所、相談の場づくりが挙げられております。多機関協働連携体制の構築に向けては、これらの地域課題を把握し、複合化、複雑した支援ニーズを抱えている支援が必要な方に、行政、地域住民、民間事業者等がその役割としてどのような支援が必要なのか、整理を行っている状況でございます。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○18番 須藤京子 議員 前回の質問で、私は少なくとも保健福祉部の各分野において、様々な活動を展開している法人、団体との関係性を深めるためにも、活動の実態を把握し、現場の実態を見てほしいと発言しております。

重層が掲げる地域共生社会の実現には、こうした地域で活動する法人、団体、個人の方々との協働が欠かせないからであり、問題が生じてから関係を築いていくのでは遅いから申し上げているわけで、その点を十分踏まえた取組もお願いを申し上げます。

それでは、次に、アウトリーチ等を通じた継続的支援についての取組についてお伺いをいたします。

アウトリーチ等を通じた継続的支援とは何か。この事業の目的は、複数分野にまたがる複合化、複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届けることで、各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から、潜在的な相談者を見つけ、本人との信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行っていくということが重要と言われております。

昨年、私の近所で起こった事件は、その家庭が抱える問題を全く知らず、したがって、支援の手を差し伸べることもできないまま、警察の犯人逮捕という現実によって知ることになりました。こういう場合は、犯人逮捕で決着し、それで終わりとなるのでしょうか。

ある法人には似通った相談が寄せられたそうであります。その相談者は、市役所ではなく、ケアをしている人を支援している法人で、初めて心のうちを吐露できたと話されたそうです。市としては、潜在的な相談者の発見に向けてどう取り組んでいくのか。そしてその後どうするのか。難しい問題ではありますが、現在の市役所で継続的な支援を行っていくことができるのか、市の体制整備事業の取組を伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟保健福祉部次長兼社会福祉課長 議員からございました複数分野にまたがる複合化、複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届けることを目的としたアウトリーチ等を通じた継続的支援については、潜在的な相談者を区長、民生委員、児童委員、ケアマネジャー、警察などの関係機関から情報提供及び相談があり、把握している現状がご

ざいます。

一例としましては、生活困窮の相談の際、８０５０のケースを把握し、関係各課と連携し、支援につなげているところです。今後、潜在的相談者の把握と、継続的支援を実施していくためには、既存の相談体制の検証や各種会議のさらなる連携が必要であろうかと考えております。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○１８番 須藤京子 議員 重層的支援体制整備事業は、何度も申しますが、これまでの福祉政策とは違い、断らない包括的な支援体制を構築するものであり、全ての住民を対象に、既存の支援機関を生かしてつくるものであります。

そのためには、連携体制の構築に必要な協働の中核、継続的な伴走支援、参加支援の機能を強化していくことが求められております。市役所の縦割りの行政運営を、重層的支援体制整備事業という事業で変えていく、ここが正念場ではないかと私は考えているところでございます。

最後に、本事業の体制整備を進めていくために市役所として何をしていくのか、伺います。

○諸橋太一郎 議長 石塚 悟保健福祉部次長。

○石塚 悟保健福祉部次長兼社会福祉課長 令和５年第４回定例会において答弁させていただきましたとおり、重層的支援体制整備事業の実施体制の構築に向けては、社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職の確保や、福祉部門における組織体制の構築、執務室や相談室の確保、民間への委託内容等、多くの解決すべき課題がございます。

事業へ向けての取組の一つとして、保健福祉部各課において作成している介護事業所一覧、障害福祉事業所一覧、医療機関一覧、保育所一覧、子育て広場などの社会資源一覧を一元化することにより、市民の利便性に寄与できないものか、検討を開始しております。また、今月は事業を実施している古河市の先進地視察を予定してございます。

重層的支援体制整備事業は、市全体で包括的な支援体制の構築を進めることを目指すものであり、設置形態については、既存の各分野の拠点のまま、ほかの分野の関係機関と連携して対応する形態や、ワンストップの総合窓口を設ける形態等が示されています。

当市としましては、既存相談機関や各種会議を活用しながら、牛久市に合う重層的支援体制の構築に向けて調査研究をまいります。

○諸橋太一郎 議長 須藤京子議員。

○１８番 須藤京子 議員 今回の質問は、重層的支援体制整備事業が進まない理由はどこにあるのかを見極めたいと思い、細かく質問してまいりました。

しかし、答弁からは、事業の意義や必要性は認識しているものの、具体的な取組については現状を述べるにとどまり、最後まで、なぜ進まないのか、その理由を問うた私の質問の根っこは、届かずに終わってしまったと思っております。

何度も申し上げますが、この事業の取組の難しさは十分承知しているつもりです。それでも１年前と答弁内容が変わらないのはなぜなのでしょう。それは、市町村の任意事業だから仕方ないものなのでしょう。殺人という最悪な最後を迎えてしまった１件の家庭で起きた悲惨な事件、私の知るＮＰＯは、非常に危機感を抱いておりましたが、福祉部ではどうだったのでしょうか。

また、最近起こっている窓口での市民とのトラブルや、長い電話をかけずにはいられない人への対応のまずさも含め、一つ一つをもっと丁寧に聞き取り、拾い上げ、真摯に対応していただくようお願いを申し上げ、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○諸橋太一郎 議長 以上で18番須藤京子議員の一般質問は終わりました。

本日の一般質問はこれまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。お疲れさまでした。

午後4時22分延会